

大学教育改革について



文部科学省

【目次】

1. 教学マネジメント指針について
2. 個別の現代的な課題やテーマに焦点化した教育等について
3. 履修証明制度について
4. 大学への飛び入学について
5. 教育関係共同利用拠点について
6. 先導的大学改革推進委託事業について
7. 認証評価制度について

1. 教学マネジメント指針について

2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)【概要】

平成30年11月26日
中央教育審議会

I. 2040年の展望と高等教育が目指すべき姿 … 学修者本位の教育への転換 …

2040年頃の社会変化

国連:SDGs「全ての人が平和と豊かさ享受できる社会」
Society5.0 第4次産業革命 人生100年時代 グローバル化 地方創生



● 必要とされる人材像と高等教育の目指すべき姿

予測不可能な時代
を生きる人材像

- 普遍的な知識・理解と汎用の技能を文理横断的に身に付けていく
- 時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、論理的思考力を持って社会を改善していく資質を有する人材

学修者本位の
教育への転換

- 「何を学び、身に付けることができたのか」+個々人の学修成果の可視化(個々の教員の教育手法や研究を中心にシステムを構築する教育からの脱却)
- 学修者が生涯学び続けられるための多様で柔軟な仕組みと流動性

● 高等教育と社会の関係

- | | |
|------------|-------------------------------------|
| 「知識の共通基盤」 | ● 教育と研究を通じて、新たな社会・経済システムを提案、成果を還元 |
| 研究力の強化 | ● 多様で卓越した「知」はイノベーションの創出や科学技術の発展にも寄与 |
| 産業界との協力・連携 | ● 雇用の在り方や働き方改革と高等教育が提供する学びのマッチング |
| 地域への貢献 | ● 「個人の価値観を尊重する生活環境を提供できる社会」に貢献 |

II. 教育研究体制 … 多様性と柔軟性の確保 …

多様な学生

- 18歳で入学する日本人を主な対象として想定する従来のモデルから脱却し、社会人や留学生を積極的に受け入れる体質転換
- リカレント教育、留学生交流の推進、高等教育の国際展開

多様な教員

- 実務家、若手、女性、外国籍などの様々な人材を登用できる仕組みの在り方の検討
- 教員が不断に多様な教育研究活動を行うための仕組みや環境整備(研修、業績評価等)

多様で柔軟な教育プログラム

- 文理横断・学修の幅を広げる教育、時代の変化に応じた迅速かつ柔軟なプログラム編成
- 学位プログラムを中心とした大学制度、複数の大学等の人的・物的資源の共有、ICTを活用した教育の促進

多様性を受け止める柔軟なガバナンス等

- 各大学のマネジメント機能や経営力を強化し、大学等の連携・統合を円滑に進められる仕組みの検討
- 国立大学の一法人複数大学制の導入、経営改善に向けた指導強化・撤退を含む早期の経営判断を促す指導、国公立の枠組みを越えて、各大学の「強み」を活かした連携を可能とする「大学等連携推進法人(仮称)」制度の導入、学外理事の登用

大学の多様な「強み」の強化

- 人材養成の観点から各機関の「強み」や「特色」をより明確化し、更に伸長

III. 教育の質の保証と情報公表 … 「学び」の質保証の再構築 …

- 全学的な教学マネジメントの確立
- 各大学の教学面での改善・改革に資する取組に係る指針の作成
- 学修成果の可視化と情報公表の促進
- 単位や学位の取得状況、学生の成長実感・満足度、学修に対する意欲等の情報
- ・ 教育成果や大学教育の質に関する情報の把握・公表の義務付け
- 全国的な学生調査や大学調査により整理・比較・一覧化

- 設置基準の見直し(定員管理、教育手法、施設設備等について、時代の変化や情報技術、教育研究の進展等を踏まえた抜本的な見直し)
- 認証評価制度の充実(法令違反等に対する厳格な対応)

教育の質保証システムの確立

V. 各高等教育機関の役割等 … 多様な機関による多様な教育の提供 …

- 各学校種(大学、専門職大学・専門職短期大学、短期大学、高等専門学校、専門学校、大学院)における特有の課題の検討
- 転入学や編入学などの各高等教育機関の間の接続を含めた流動性を高め、より多様なキャリアパスを実現

VI. 高等教育を支える投資 … コストの可視化とあらゆるセクターからの支援の拡充 …

- 国力の源である高等教育には、引き続き、公的支援の充実が必要
- 社会のあらゆるセクターが経済的效果を含めた効果を楽しむことを踏まえた民間からの投資や社会からの寄附等の支援も重要(財源の多様化)

- 教育・研究コストの可視化
- 高等教育全体の社会的・経済的效果を社会へ提示

- 公的支援も含めた社会の負担への理解を促進
- 必要な投資を得られる機運の醸成

IV. 18歳人口の減少を踏まえた高等教育機関の規模や地域配置 … あらゆる世代が学ぶ「知の基盤」…



高等教育機関への進学者数とそれを踏まえた規模

- 将来の社会変化を見据えて、社会人、留学生を含めた「多様な価値観が集まるキャンパス」の実現
- 学生の可能性を伸ばす教育改革のための適正な規模を検討し、教育の質を保証できない機関へ厳しい評価

【参考】2040年の推計

- 18歳人口:120万人(2017)
- 88万人(現在の74%の規模)
- 大学進学者数:63万人(2017)
- 51万人(現在の80%の規模)

地域における高等教育

- 複数の高等教育機関と地方公共団体、産業界が各地域における将来像の議論や具体的な連携・交流等の方策について議論する体制として「地域連携プラットフォーム(仮称)」を構築

国公私役割

- 歴史的経緯と、再整理された役割を踏まえ、地域における高等教育の在り方を再構築し高等教育の発展に国公私全体で取り組む
- 国立大学の果たす役割と必要な分野・規模に関する一定の方向性を検討

教学マネジメント指針の概要

予測困難な時代を生き抜く自律的な学修者を育成するためには、学修者本位の教育への転換が必要。
そのためには、教育組織としての大学が教学マネジメントという考え方を重視していく必要。

教学マネジメントとは

教学マネジメント指針とは

- 大学がその教育目的を達成するために行う管理運営であり、大学の内部質保証の確立にも密接に関わる重要な営みである。
- その確立に当たっては、教育活動に用いることができる学内の資源（人員や施設等）や学生の時間は有限であるという視点や、学修者本位の教育の実現のためには大学の時間構造を「供給者目線」から「学修者目線」へ転換するという視点が特に重視される。
- 学修者本位の教育の実現を図るための教育改善に取り組みつつ、社会に対する説明責任を果たしていく大学運営（＝教学マネジメントがシステムとして確立した大学運営）の在り方を示すもの。
- ただし、教学マネジメントは、各大学が自らの理念を踏まえ、その責任でそれぞれの実情に応じて構築すべきものであり、本指針は「マニュアル」ではない。
- 教育改善の取組が十分な成果に結びついていない大学等に対し、質保証の観点から確実に実施されることが必要と考えられる取組等を分かりやすく示し、その取組を促進することを主眼に置く。
- 本指針を参照することが最も強く望まれるのは、学長・副学長や学部長等である。また、実際に教育等に携わる教職員のほか、学生や学費負担者、入学希望者をはじめ、地域社会や産業界といった大学に関わる関係者にも理解されるよう作成されている。

学長のリーダーシップの下、学位プログラム毎に、以下のような教学マネジメントを確立することが求められる。

「大学全体レベル」

三つの方針（「卒業認定・学位授与の方針」（DP）、「教育課程編成・実施の方針」（CP）、「入学者受入れの方針」（AP））

教学マネジメントの確立に当たって最も重要なものであり、学修者本位の教育の質の向上を図るための出発点

「学位プログラムレベル」

「授業科目レベル」

IV
教学マネジメントを支える基盤
(FD・SD、教学IR)

I 「三つの方針」を通じた学修目標の具体化

- ✓ 学生の学修目標及び卒業生に最低限備わっている能力の保証として機能するよう、DPを具体的かつ明確に設定

II 授業科目・教育課程の編成・実施

- ✓ 明確な到達目標を有する個々の授業科目が学位プログラムを支える構造となるよう、体系的・組織的に教育課程を編成
- ✓ 授業科目の過不足、各授業科目の相互関係、履修順序や履修要件について検証が必要
- ✓ 密度の濃い主体的な学修を可能とする前提として、授業科目の精選・統合のみならず、同時に履修する授業科目数の絞り込みが求められる

追補 「入学者受け入れの方針」に基づく大学入学者選抜の実施

- ✓ 入学段階で身に付けていることが求められる資質・能力等や、評価・判定の方法・基準について、「入学者受入れの方針」に具体的に示す
- ✓ 入学者選抜が求める学生を適切に見いだすものとなっていたか、点検・評価を実施し、その結果を踏まえてAP等の見直しを実施

III 学修成果・教育成果の把握・可視化

- ✓ 一人一人の学生が自らの学修成果を自覚し、エビデンスと共に説明できるようにするとともに、DPの見直しを含む教育改善にもつなげてゆくため、複数の情報を組み合わせて多角的に学修成果・教育成果を把握・可視化
- ✓ 大学教育の質保証の根幹、学修成果・教育成果の把握・可視化の前提として成績評価の信頼性を確保
- ✓ DPに沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像を定義
- ✓ 対象者の役職・経験に応じた適切かつ最適なFD・SDを、教育改善活動としても位置付け、組織的かつ体系的に実施
- ✓ 教学マネジメントの基礎となる情報収集基盤である教学IRの学内理解や、必要な制度整備・人材育成を促進

各取組を、大学全体、学位プログラム、授業科目のそれぞれのレベルで実施しつつ、全体として整合性を確保。

学位プログラム共通の考え方や尺度（アセスメントプラン）に則り、大学教育の成果を点検・評価

V 情報公表

- ✓ 各大学が学修者本位の観点から教育を充実する上で、学修成果・教育成果を自発的・積極的に公表していくことが必要
- ✓ 地域社会や産業界、大学進学者といった社会からの評価を通じた大学教育の質の向上を図る上でも情報公表は重要

積極的な説明責任

社会からの信頼と支援

教学マネジメント指針 総論

- テクノロジーの急速かつ継続的な進化、グローバルゼーションの一層の進展の中で、社会は個人間の相互依存を深めつつより複雑化・個別化。今後到来する予測困難な時代にあって、学生達は卒業後も含めて常に学び続けていくことができる自律的な学修者となることが求められている。
- こうしたことを背景に、グランドデザイン答申においては、「学修者本位の教育の実現」、すなわち「何を教えたか」から「何を学び、身に付けることができたのか」への転換の必要性が提唱。
- 「多くの積極的な教育改善の取組が進められてきたが、改善に真剣に取り組む大学と改善の努力が不十分な大学とに二極化」、「実際の学生の学修時間その他の学修行動についても、全体として改善されていると評価することは困難」な状況は、大学の質保証上の課題。
 - 学修者本位の教育の実現、教育の質保証の両面から、教学マネジメントの考え方に基づいた大学教育の変革が必要。

Ⅰ 「三つの方針」を通じた学修目標の具体化

各大学の強みや特色が反映された三つの方針は、教学マネジメントの確立に当たって最も重要なものであり、学修者本位の教育の質の向上を図るための出発点ともいえる存在である。特に「卒業認定・学位授与の方針」は、学生の学修目標として、また、卒業生に最低限備わっている能力を保証するものとして機能すべきものであり、具体的かつ明確に定められることが必要である。また、大学教育の成果を学位プログラム共通の考え方や尺度（アセスメントプラン）に則って点検・評価することが、教学マネジメントの確立に当たって必要である。

- 教学マネジメントの確立に当たっては、大学教育の成果を学位プログラム共通の考え方やルーブリック等の尺度（アセスメントプラン）に則って点検・評価を行うことが必要である。その際、点検・評価の目的、達成すべき質的水準及び具体的実施方法等について、三つの方針の内容に即してあらかじめ定めておく必要がある。
- 各大学が学位プログラム毎に定める「卒業認定・学位授与の方針」は、在学生に対しては自身が身に付ける資質・能力の目安・指針となりうるものであり、対外的には卒業生に最低限備わっている資質・能力を保証するものとして機能すべきである。したがって、大学は同方針において、それぞれの大学の強みや特色を生かしつつ、学位プログラムとしてふさわしい、具体的かつ明確な学修目標を示す必要がある。
- 学修目標は、卒業生が「何を学び、身に付けることができるのか」を明らかにして策定される必要がある。その際、学修目標は、大学が学修成果や教育成果を、定量的又は定性的な根拠に基づき評価することができるものとされる必要がある。そのためには、例えば卒業までに学生が身に付けるべき資質・能力を「学生は、～することができる」といった形式で記述することも考えられる。
- 学位プログラムの構築・運営に責任を担う学部長等や実際の運営に携わる教員等が、最終的に学生に授与する学位の名称に対して、学修目標・学修内容が適切なものとなっていることを客観的に説明できることが重要である。併せて、それぞれの学位プログラムにおいても、アセスメントプラン等に従い、日常的な点検（モニタリング）や総合的な点検・評価を行うことが求められる。
等

II 授業科目・教育課程の編成・実施

「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標を達成する観点からは、明確な到達目標を有する個々の授業科目が学位プログラムを支える構造となるように、体系的かつ組織的な教育課程が編成される必要がある。編成に当たっては、授業科目が過不足なく設定されているかや、各授業科目相互の関係、履修順序や履修要件の検証が必要である。加えて、密度の濃い主体的な学修を可能とする前提として、授業科目の精選・統合のみならず、学生が同時に履修する授業科目数の絞り込みを行うことが求められる。シラバスについては、個々の授業科目について学生と教員との共通理解を図る上で極めて重要な存在であり、かつ、成績評価の起点となるものであることも踏まえ、適切な項目を盛り込む必要がある。

- 「卒業認定・学位授与の方針」に示される「何を学び、身に付けることができるのか」から出発して、必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成することが必要である。
- 体系的な教育課程を編成する際には、「教育課程編成・実施の方針」に定められた学修目標の達成という観点を常に念頭に置きつつ、①個々の授業科目について、教育課程全体の中での分担や授業内容を検討すること、②例えば「カリキュラムマップ」の作成等を通じて、必要な授業科目が過不足なく設定されているかを検証し、必修科目とそれ以外の授業科目を分類すること、③例えば「カリキュラムツリー」の作成等を通じて、各授業科目相互の関係や学位取得に至るまでの履修順序や履修要件の検証を行うことなどが必要である。
- 学生の時間は有限であることを前提に、学生の学修意欲を保ち、密度の濃い主体的な学修を可能とする上では、必修科目の適切な設定や、学生の同時履修授業科目数の大胆な絞り込みが求められる。そのため、資格・免許等の取得の関係で必要となる授業科目が法令等で規定されている場合等やむを得ない場合を除き、細分化された授業科目の統合や、授業科目の週複数回実施に向けた検討に早急に着手していくことが求められる。
- シラバスは、個々の授業科目について学生と教員との共通理解を図る上で極めて重要な存在であり、授業の行程表として機能するとともに、「何を学び、身に付けることができるのか」（到達目標）を明確に定めることで適確な成績評価を実施するための起点としても機能するよう作成される必要がある。具体的には、授業科目の目的と到達目標、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標と授業科目の到達目標の関係、授業科目の内容と方法、授業科目の計画、成績評価基準、事前学修と事後学修の内容等を盛り込む必要がある。

Ⅲ 学修成果・教育成果の把握・可視化

学修者本位の教育の観点から、一人一人の学生が自らの学修成果として身に付ける資質・能力を自覚できるようにすることが重要である。また、大学の教育活動を学修目標に即して適切に評価し、「卒業認定・学位授与の方針」の見直しを含む教育改善につなげるためにも、学修成果・教育成果を適確に把握・可視化する必要がある。把握・可視化に当たっては、その限界に留意しつつも、学生が、同方針に定められた学修目標の達成状況を可視化されたエビデンスとともに説明できるよう、複数の情報を組み合わせた多面的な形で行う必要がある。その際に、大学教育の質保証の根幹として、また、学修成果・教育成果の把握・可視化を適切に行う上での前提として、成績評価の信頼性を確保する必要がある。

- 学修成果の把握・可視化は、学修者本位の教育を実現する観点から、一人一人の学生が自らの学びの成果（学修成果）として身に付けた資質・能力を自覚できるようにすることが重要である。このため、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を可視化されたエビデンスとともに自ら説明できるように複数の情報を組み合わせた多面的な形で行われることが必要である。また、大学が、学位プログラムを通じて同方針に定める資質・能力を備えた学生を育成できていること（教育成果）も、同様に説明できることが必要である。
- また、大学の教育活動を学修目標に則して適切に評価するためには、学修成果・教育成果に関する情報を的確に把握・可視化する必要がある。その上で、把握・可視化した学修成果・教育成果を、アセスメントプランを踏まえた点検・評価に適切に活用し、学修目標の達成に向けた既存の教育課程や個々の授業科目・教育手法の見直し、さらには「卒業認定・学位授与の方針」自体の見直し等の改善につなげていくことが必要である。
- ただし、学修成果・教育成果の把握・可視化には限界が存在すること等に留意する必要がある。あわせて、学生・大学の双方にとって相応のコストを要する。「測定のための測定」に陥ることがあってはならないことを常に意識する必要がある。
- 単に授業科目ごとの成績評価を示すだけでは学修成果・教育成果の把握・可視化としては不十分であり、各大学が自ら様々な情報を組み合わせて「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにすることが強く期待される。その際、エビデンスとして使用可能な情報（次ページ参照）について、同方針の各項目にひも付けて整理し、同方針に定められた資質・能力を身に付けていることを示すことが考えられる（次々ページ参照）。
- 成績評価の信頼性を確保することは、大学教育の質保証の根幹であり、学修成果・教育成果の把握・可視化を適切に行う上での前提である。個々の授業科目においては、その到達目標に応じた適切な成績評価手法が選択され、定量的又は定性的な根拠に基づいた厳格な成績評価が実施されることが求められる。「各授業科目における到達目標の達成状況」は、学修成果・教育成果の把握・可視化におけるいわば「出発点」として位置付けられる。等

「卒業認定・学位授与の方針」に定められた 学修目標の達成状況を明らかにするための 学修成果・教育成果に関する情報の例

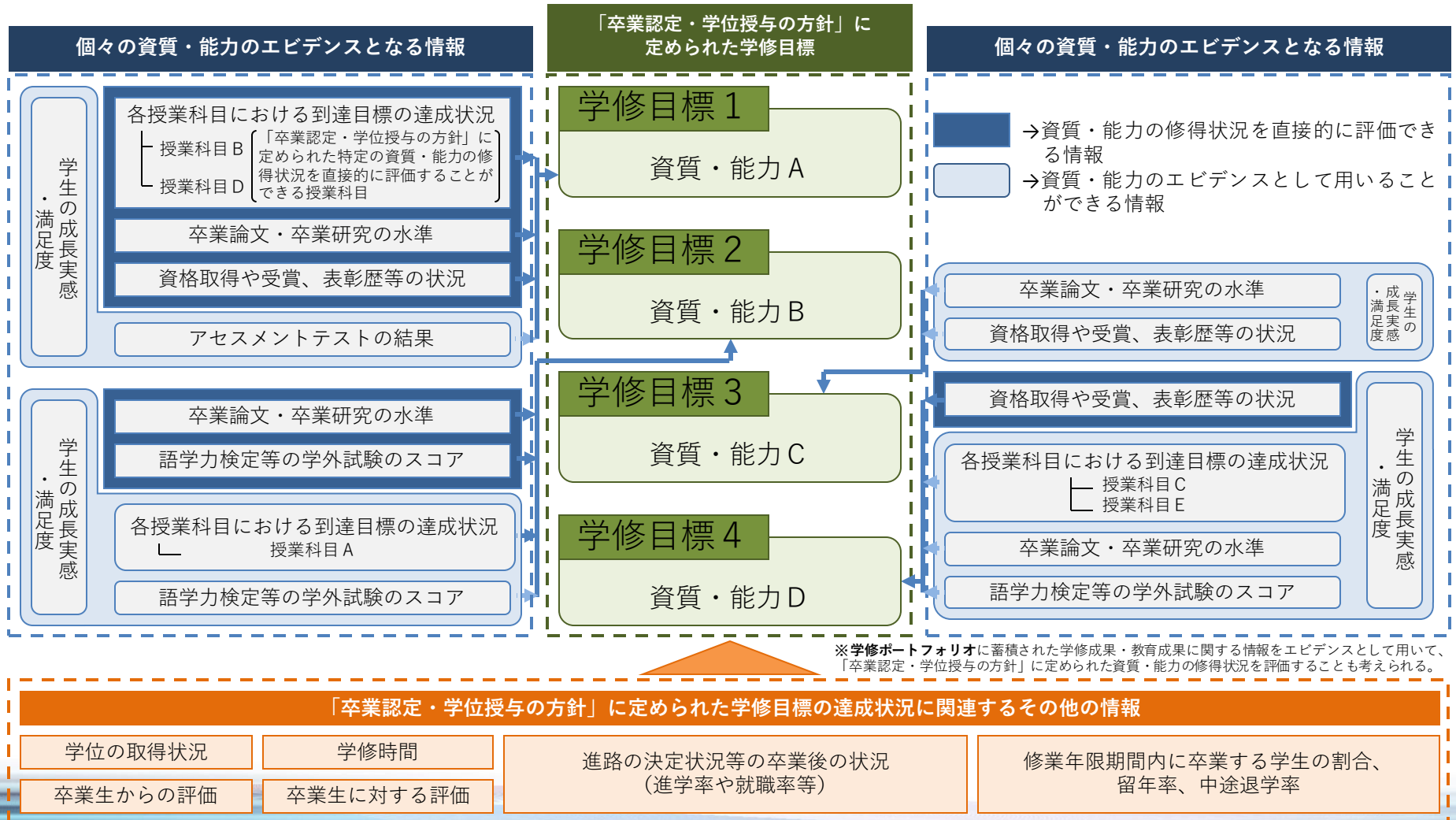
①大学の教育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において収集可能と考えられるもの

- 各授業科目における到達目標の達成状況
- 学位の取得状況
- 学生の成長実感・満足度
- 進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）
- 修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年率、中途退学率
- 学修時間

②教学マネジメントを確立する上で各大学の判断の下で収集することが想定される情報

- 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた特定の資質・能力の修得状況を直接的に評価することができる授業科目における到達目標の達成状況
- 卒業論文・卒業研究の水準
- アセスメントテストの結果
- 語学力検定等の学外試験のスコア
- 資格取得や受賞、表彰歴等の状況
- 卒業生に対する評価
- 卒業生からの評価

「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標と 学修成果・教育成果に関する情報の関係（イメージ）



Ⅳ 教学マネジメントを支える基盤 (FD・SDの高度化、教学IR体制の確立)

学修成果・教育成果を最大化するためには、教職員の能力向上が必要不可欠である。各大学は「卒業認定・学位授与の方針」に沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像を定義した上で、対象者の役職や経験に応じた適切かつ最適なFD・SDを組織的かつ体系的に実施していく必要がある。加えて、FD・SDは、学修成果・教育成果の把握・可視化により得られた情報の共有、課題の分析、改善方策の立案等、実際に教育を改善する活動として位置付け、実施する必要がある。

また、教学IRは、教学マネジメントの基礎となる情報を収集する上での基盤であり、学長をはじめとする学内の理解を促進するとともに、教学IRを実施する上で必要となる制度の整備や人材の育成を進めていく必要がある。

- FD・SD、教学IRは、「学修成果・教育成果の把握・可視化」の結果を踏まえ、教学マネジメントの一環として実際に教育活動を改善していくという側面も有する重要な活動として理解される必要がある。
- 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を身に付けた学生を育成する上では、同方針に基づく体系的なカリキュラムを学修者本位の教育という観点から適切に実施するために必要な資質・能力を備えた教職員の存在が不可欠となる。その前提として、各大学は、自らが定める大学全体としての教育理念や同方針を踏まえ、自学が目指す教育を提供するために教職員に必要な資質・能力を特定して望ましい教職員像を定義する必要がある。その上で、教職員の経験等に応じて体系的にFD・SDの機会を提供する必要がある。
- 教学IR部門の役割は情報の収集・分析であり、分析の結果得られた情報を踏まえて教育改善のための判断を下すことは、学長をはじめとするマネジメント層の役割である。教学IR部門が学内の各種データを円滑かつ継続的に収集・保存・管理し、活用する上では、部局を超えてデータを円滑に収集することを可能とする規定や、データの適切な取扱いに関する定め等の学内規定等の整備と、これらに基づき教学IRを実施していく運用の確立が必要である。
- 教学IRは、「卒業認定・学位授与の方針」に即した学修者本位の教育が提供されているか、そのために改善すべき点はあるか、あるいは同方針そのものを改善すべき点はないかといった観点から、適切なタイミングで実施される必要がある。等

V 情報公表

各大学が、学生や学費負担者、入学希望者等の直接の関係者に加え、幅広く社会に対して積極的に説明責任を果たしていくことが必要である。また、大学教育の質の向上という観点からも、情報公表には重要な意義がある。

今後、各大学がその有する強みと特色を活かして学修者本位の観点からその教育を充実していくためにも、学生の学修成果や大学全体の教育成果に関係する情報をより自発的・積極的に公表していくことが必要となる。また、社会との関係の深化に伴い、地域社会や産業界、大学進学者等の大学の外部からの声や期待を意識し、社会からの信頼と支援を得るという好循環を形成するため、さらに、社会からの評価を通じた大学教育の質の向上を進めるためにも、情報の公表を積極的に進めることが必要である。

- 大学が、その教育活動に関する情報を積極的に公表する意義としては、学生や学費負担者、入学希望者等の直接の関係者や、広く有形無形の様々な支援を得ている社会に対する説明責任の観点が強調されてきたところである。また、国による設置認可の後各大学が自らの強み・特色を生かして恒常的に大学教育に関する質の維持・向上を図っていることを大学自らが社会に対して公表するという営みそのものが、各大学の教育の質の維持・向上に向けた動機となり、関連する取組を促す側面があると考えられる。
- 情報公表については大学の取組も進んできたところであるが、法令上公表が義務化されている事項では、学生が実際にどのような知識や能力を修得したかなどの成果の確認ができていないという課題が指摘されている。大学が、学修成果・教育成果の把握・可視化を大学内部で行うことにとどまらず、学修成果や教育成果、大学教育の質に関する情報をより自発的・積極的に社会に対し公表していくことにより、大学が学修成果や教育成果に基づいた多面的な尺度に基づき理解されることを促進していく必要がある。
- 大学の活動は多面にわたっており、個々の情報が単独で示すことのできる内容には限界があることから、個々の情報に対する分析や解説を、その根拠と併せて公表すること等により、大学教育の質を判断する情報の一つとして活用することができるものと考えられる。
- 特に、個々の大学を取り巻く環境自体に大きな差異があり、ごく特定の指標のみを用いて大学教育の質を測ろうとすること、一面的な大学の序列化につながるような利用を行うことは、社会を信頼して情報公表を行った大学の自発性を大きく損なう、大学教育に対する理解と見識を欠いた行為と言わざるを得ない。
- 大学における学修成果や教育成果、これらを保証する条件に関する情報として公表する意義があるものと考えられる情報の例は次ページにまとめているが、これらはあくまで例であり、各大学の自主的・自律的な判断とその責任の下で情報公表が進められることが期待される。特に、(1)①に分類される項目については、社会からその公表が強く求められている学修成果・教育成果に係るものであることから、早期に情報公表が進められることが強く期待される。等

情報公表について

(1) 卒業認定・学位授与の方針』に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報の例

①大学の教育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において収集可能と考えられるもの

- 各授業科目における到達目標の達成状況
- 学位の取得状況
- 学生の成長実感・満足度
- 進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）
- 修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年率、中途退学率
- 学修時間

②教学マネジメントを確立する上で各大学の判断の下で収集することが想定される情報

- 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた特定の資質・能力の修得状況を直接的に評価することができる授業科目における到達目標の達成状況
- 卒業論文・卒業研究の水準
- アセスメントテストの結果
- 語学力検定等の学外試験のスコア
- 資格取得や受賞、表彰歴等の状況
- 卒業生に対する評価
- 卒業生からの評価

(2) 学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報の例

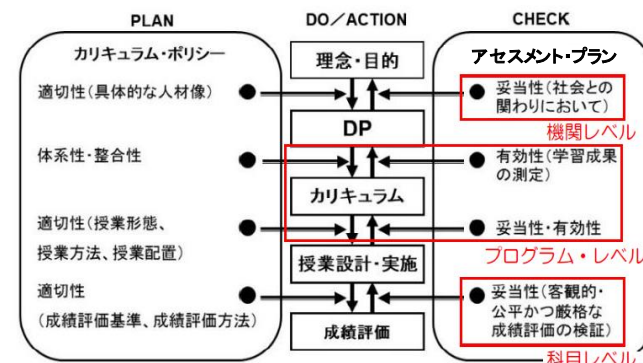
- 入学者選抜の状況
- 教員一人あたりの学生数
- 学事暦の柔軟化の状況
- 履修単位の登録上限設定の状況
- 授業の方法や内容・授業計画（シラバスの内容）
- 早期卒業や大学院への飛び入学の状況
- FD・SDの実施状況

- GPAの活用状況
- カリキュラムマップ、カリキュラムツリー等の活用状況
- ナンバリングの実施状況
- 教員の業績評価の状況
- 教学IRの整備状況

■大学における教学マネジメントの好事例①

立命館大学：プログラム・レベルでのアセスメント・プランの作成（「三つの方針」を通じた学修目標の具体化）

- 立命館大学では、機関レベル、プログラム・レベル、科目レベルでアセスメント・プランを策定し、検証を行うことを求めている。
- プログラム・レベルでは、策定したアセスメント・プランに則って、大学教育の成果を点検・評価する。各学部・学科は、まず1年間の計画を立て、その中でアセスメント・プランに則り、できるだけ数値化できる目標設定を行う。
- この目標は、目標達成を測る評価指標・評価基準を備え、それに基づき達成度を把握するように設定される。当大学では、このような明確な指標・基準に基づいて目標設定や評価を行う、言わば「評価文化」が根付きつつある。



桜美林大学：カリキュラムマップの策定、履修モデル・アドバイザー指導（Ⅱ授業科目・教育課程の編成・実施）

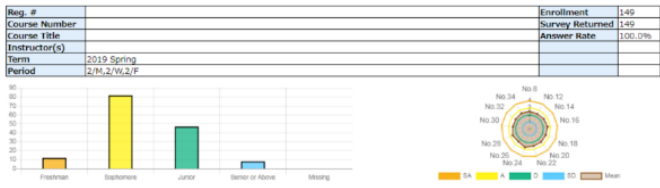
- 桜美林大学では、大学全体のDPを策定、これに基づいて各学群（学部相当）・専攻プログラム等（学科相当）においてもDPを策定している。これらのDPに則った形で各学群・専攻プログラム等のカリキュラムマップを策定している。
- 上述のようなカリキュラムマップは、学生の履修の目安とはなるが、具体的にどのような科目を履修していった方が良いかなど具体的な資料にはなりにくい。そこで、当大学では、DP及びカリキュラムマップに則った形で、各学群・専攻プログラム等の履修モデルを作成。
- 履修モデルは、学生個々人の志向によっては調整が必要になる。そこで、学生がスムーズに調整が行えるように、アドバイザー制度を活用している。

[illegible]

■大学における教学マネジメントの好事例②

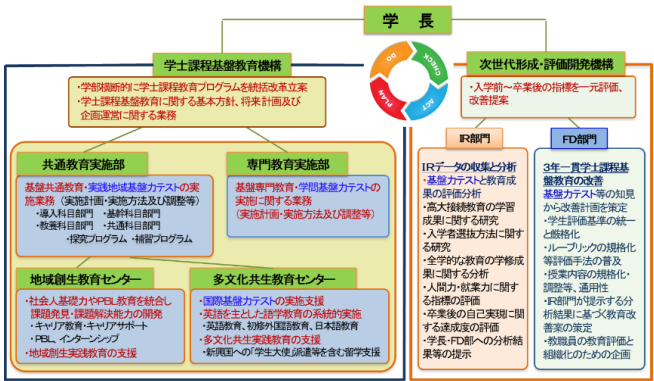
国際基督教大学：授業効果調査（Ⅲ学修成果・教育成果の把握・可視化）

- 授業効果調査は毎学期の最終回に実施する。本アンケート調査では、自分がどのようにこの授業に取り組んだか（この授業のためにどの程度の勉強をしたか、どのような能力を身につけられたか など）、また授業そのものに対する評価（この授業に触発されたか、教員の課題に対するフィードバックは適切だったか など）の設問を設けている。



山形大学：次世代形成・評価開発機構IR部門（Ⅳ教学マネジメントを支える基盤）

- 山形大学の次世代形成・評価開発機構は平成28年に設置された学長直下の組織である。これと対になる組織として学士課程基盤教育機構がある。この両組織で大学の教育に係るPDCAサイクルをまわしている。
- 山形大学次世代形成・評価開発機構IR部門には2つのミッションがある。ひとつは、IR (Institutional Research) であり、もうひとつはIE (Institutional Effectiveness) である。IEとは、IR機能を活用して効果検証を行い、大学コミュニティとして継続的改善の循環プロセスを実行することであり、PDCAサイクルをまわすことがミッションである。IRだけを行っていてもその結果が活かされなければ意味がないので、IEを意識した活動を大学全体で推進している。



金沢工業大学：ステークホルダー交流会（ステークホルダーウィーク）の実施（Ⅴ情報公表）

- プロジェクトデザイン教育等では、関係者や資金提供者に対して活動報告を行っていたが、同時に学生の出身高校や保護者などに報告範囲を広めていき、現在のステークホルダー交流会に発展。
- 各PJの報告会を実施時期を集約して多くのステークホルダーに多くの学生の発表を見ていただく「ステークホルダーウィーク」として開催。



2. 個別の現代的な課題やテーマに 焦点化した教育等について

- ハラスメント防止
- 女子学生比率向上に向けた取組
- 英語教育
- 消費者教育
- 人権教育、差別の解消
- 知財教育
- キャリア教育
- 主権者教育
- 租税教育
- ギャンブル等依存症問題教育
- デザイン思考

大学におけるハラスメント防止に向けて（研修教材の紹介）

経緯

- 学生がハラスメントに悩まされことなく学べる環境は、個々の学生の学びを支える基本的な前提条件であり、教育機関である大学においてハラスメントが生じることはあってはならない。
- 大学においても、学生が安心して就学できる環境を確保することが求められていることから、文部科学省としても、行為者への厳正な対処に関する学内規則の整備等について、参考としていただきたい事項等を周知してきたところ。
- 大学における課題や優れた対応事例等も踏まえて、今般、**各大学における研修等で活用できるハラスメント防止の啓発のためのコンテンツを作成。**

公表サイトはこちら→



教材内容

① 大学生向け研修動画

主な情報

- ハラスメント対策の必要性
- どのようなことがハラスメントにあたるのか
- ハラスメントに巻き込まれた際の対処法
- 自分が加害者にならないために気を付けること



- ハラスメントに遭ったらどう対応すればいいんだろう？
- そもそも大学でのハラスメントって何があるの？



ハラスメントとは何か示したうえで、そうした場面における考え方の基本や心構えを概括的に紹介。

② 教職員向け研修資料

主な情報

- ハラスメントの定義・類型・要件と大学教員に求められる役割
- 大学でハラスメントが起きる背景
- ハラスメントの具体例（最近のトレンドを含む）
- ハラスメント防止のための心構え・対処方法



- どういった指導がハラスメントになるんだろう？
- 学生との距離が近い中で、どうすればハラスメントを未然に防げる？



ハラスメントの事例や対応のポイント、学生とコミュニケーションをとる際の心構え等について、具体的に紹介。

③ 担当者向け研修資料

主な情報

- ハラスメントの定義、類型、要件と相談窓口の必要性
- ハラスメント相談対応の流れ
- 相談員の役割（①問題の整理、②選択肢提示、③意識決定の援助）
- 相談窓口としての適切な環境構築の方法



- 相談窓口の職員として、ハラスメントに適切な対応をしたい。
- 何に気を付けて相談に対応すればいい？



ハラスメント対応の流れや相談員の役割等について、具体的に紹介。

④ 管理職向け研修資料

主な情報

- ハラスメントが与える影響・相談対応の流れ
- 組織としてできる体制整備の概要（ルール整備、人員配置、制度構築等）
- ハラスメントが起きにくい組織づくりの方法（研修、情報共有、性的多様性への理解）
- 事案発生時の心構え



- 組織の管理職として、ハラスメントのない学校づくりを行いたい。
- 未然防止とハラスメントが起きた際の対応について意識すべきことは？



ハラスメント対策に向けたシステム構築の方法等について、具体的に紹介。

文科省等におけるハラスメント対策に関する取組

- 「文部省におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程の制定について」(H11.3.30文部省高等教育局長通知)
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律及び関係省令等の施行に伴うハラスメント防止のために講ずべき措置について(通知)」(R2.11.13文部科学省)
- 「セクシュアルハラスメントを含む性暴力等の防止に向けた取組の推進について(通知)」(R4.11.22文部科学省高等教育局長通知)

- 「第5次男女共同参画基本計画」(R2.12.25閣議決定)(抜粋)
第2部-Ⅲ-第10分野-2-イ-(2)
⑦大学や研究機関に対して、各種ハラスメントの防止のための取組が進められるよう必要な情報提供等を行うなど、各種ハラスメント防止等の周知徹底を行う。また、各種ハラスメントの防止のための相談体制の整備を行う際には、第三者の視点を取り入れるなど、真に被害者の救済となるようにするとともに、再発防止のための改善策等が大学運営に反映されるよう促す。また雇用関係にある者の間だけでなく、学生等関係者も含めた防止対策の徹底を促進する。

- 「大学等における性的指向・性自認の多様な在り方の理解増進に向けて(教職員向け理解・啓発資料)」(H30.12(独)日本学生支援機構)
https://www.jasso.go.jp/gakusei/about/publication/lgbt_shiryo.html
- 「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」(H28.4 文部科学省)
https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/1369211.htm

- 「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」(H18厚生労働省告示第615号・最終改正R2.1)(抜粋)
2 職場におけるセクシュアルハラスメントの内容
(1)…被害を受けた者(以下「被害者」という。)の性的指向又は性自認にかかわらず、当該者に対する職場におけるセクシュアルハラスメントも、本指針の対象となるものである。
(4)「性的な言動」…を行う者には、労働者を雇用する事業主…、上司、同僚に限らず…、学校における生徒等もなり得る。
- 「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」(R2厚生労働省告示第2号)(抜粋)
2 職場におけるパワーハラスメントの内容
(1) 職場におけるパワーハラスメントは、職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの要素を全て満たすものをいう。(略)

- 法務省における人権相談について http://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html
- 人権相談・調査救済制度リーフレット(相談窓口の連絡先、相談・調査救済制度の手続の流れ、実際の事例などを簡潔に記載し、法務局が行う相談・調査救済の内容を説明。) http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00194.html
- 外国人のための人権相談について <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html>

◆相談体制の整備や啓発活動の実施等ハラスメントの防止等にむけた積極的な取組をお願いいたします。

セクシュアルハラスメントを含む性暴力等の防止に向けた取組の推進について

令和4年11月22日付 高等教育局長通知

趣旨

- 学生に対する性暴力等は、被害者の尊厳と権利を著しく侵害し、回復し難い心理的外傷や心身に対する重大な影響を与えるものであり、学生に対する性暴力等を根絶するという断固とした方針の下、大学等においてその防止や行為者への厳正な対応に取り組むことが必要。
- 教育者として指導する立場にある教員が性暴力等を行うことは決してあってはならず、採用段階においても性暴力等の防止に向けた対応をお願いしたい。

大学等における性暴力等の防止に向けて取り組むべき事項

1. 性暴力等に対する方針等の明確化及びその周知・啓発

- ✓ 性暴力等の定義及び性暴力の行為者への厳正な対応等、性暴力等に対する方針の学内規則等への規定及びその周知・啓発
- ✓ 教職員に対する研修・啓発の実施
- ✓ 性暴力等に関する被害者の保護等についての学生への周知

2. 性暴力等に関する相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- ✓ 相談窓口の設定及び構成員への周知
- ✓ 対応マニュアルの整備や担当者に対する研修等の実施
- ✓ 学外相談窓口の設置やオンライン相談、専門的な知識を有する職員の配置等の相談体制の充実
- ✓ 手当の支給を含めた相談窓口担当者となる教職員への支援
- ✓ 調査機関や調査の過程等の学内規則等への規定及びその周知

3. 性暴力等の事実があると思われるときの措置

- ✓ 事実関係の迅速かつ正確な確認
- ✓ 調査結果の被害者等や行為者への報告及び不服申立ての機会の確保
- ✓ 被害者等と行為者の接触回避や教育研究上の配慮・環境整備などの速やかかつ適正な被害者等への配慮
- ✓ 被害者に対する相談対応等の心理的支援

4. 性暴力等の行為者に対する措置

- ✓ 懲戒解雇処分も含めた懲戒処分等の厳正な措置の実施
- ✓ 懲戒処分等を行った場合の学内規則等に基づく公表

5. 性暴力等に関する相談等への対応における留意点

- ✓ 相談者等や行為者のプライバシーの保護及びその旨の周知
- ✓ 相談や調査協力等を理由とした不利益な取扱いの禁止及びその旨の周知

6. 再発防止に向けた措置

- ✓ 性暴力等に対する方針等の再周知、性暴力等の防止に関する研修等の適切な再発防止策の実施

7. 教員採用段階での取組

- ✓ 学生に対する性暴力等を原因とする懲戒処分歴等の確認
- ✓ 虚偽記載があった場合に、採用取消や懲戒の対象になり得る旨の明示

 自大学等における取組について、改めて確認をお願いします。

※なお、令和5、6年にも刑法改正及びいわゆるDBS法の公布により同種の通知を発出している。

大学におけるハラスメントに関する裁判で指摘されている事項

- 学生が教員から受けたセクハラ“一時加害”のみならず、正当な申立を行った被害学生等が被った継続的な修学上の不利益取扱“二次加害”についても不法行為に当たると認定。
- セクハラを行った教員個人や不利益取扱を行った教員個人の責任だけではなく、管理監督責任を有するはずの大学・学校法人という組織全体の使用者責任も認定。
- 抽象的概念である「安全配慮義務」について、具体的事例においてどのように扱うべきかを判示。

○損害賠償等請求控訴

(平成15年11月26 日東京高等裁判所判決 平成14(ネ)2768) (抜粋)

第5 当裁判所の判断

3 被控訴人の使用者責任

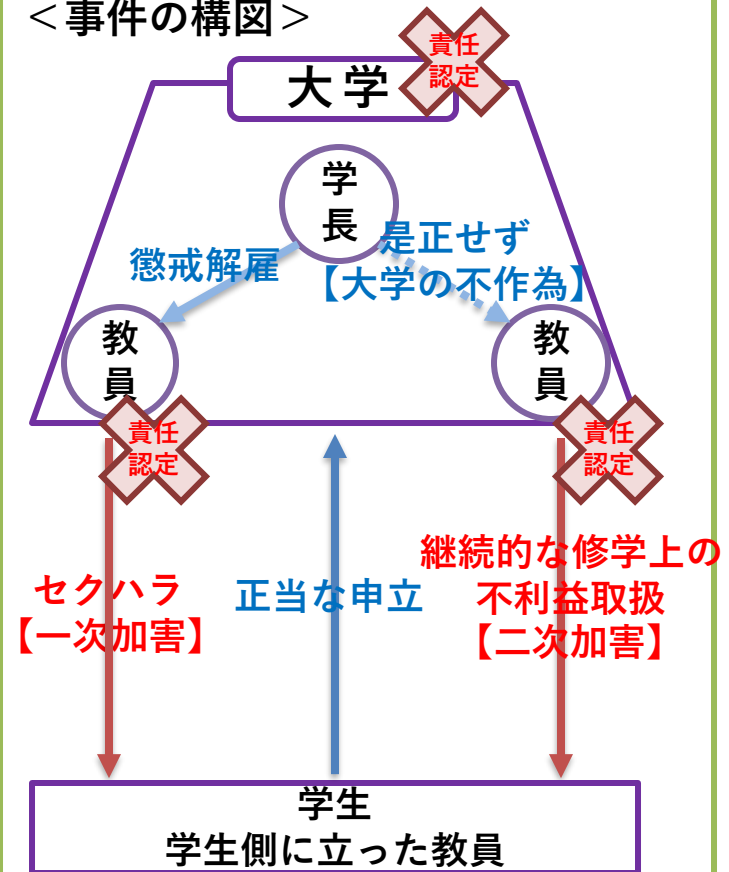
被控訴人は、C教授に対し授業中にその内容と全く無関係な第三者の名誉を毀損する発言をすることを職務として許容していないのであるから、C教授の行為は被控訴人の事業の執行についてされたものではないと主張するが、C発言は、〇〇大学における講義時間中の教授としての発言、又は大学構内における教員としての発言であるから、C教授の被控訴人の教員としての行為と密接に関連するものであり、被控訴人の事業の執行につきされたものというべきである。

そうすると、被控訴人は、被用者であるC教授が違法なC発言をしたことについて、使用者として責任を負うものというべきである(民法715条)。

4 免責事由

- (1) (略) 高等教育機関である大学の教員に教授の自由が保障されているというのは、教員の学問的な見解の表明として他の者の学問的業績等を批判することについては法的責任を問われないというものであり、講義の際の発言についてはその内容のいかんを問わず一切責任を負わないと保障されているわけではない。C発言の内容は、その学問的批判や見解の表明と評価し得るものではなく、控訴人及びセクシュアル・ハラスメントを受けた被害学生らの人格を攻撃し侵害するものであり、学問の自由、教授の自由によって保障されるものということとはできないから、C発言をしたC教授には不法行為が成立し、その雇用者である被控訴人は民法715条の使用者責任を免れるものではない。
- (2) (略) 被控訴人が前記就業規則所定の懲戒権を適切に行使するなど何らかの適切な措置を採ったものと認めることはできない。以上によれば、被控訴人は、使用者としての監督義務を尽くしたということとはできず、民法715条所定の責任を免れることはできない。

< 事件の構図 >

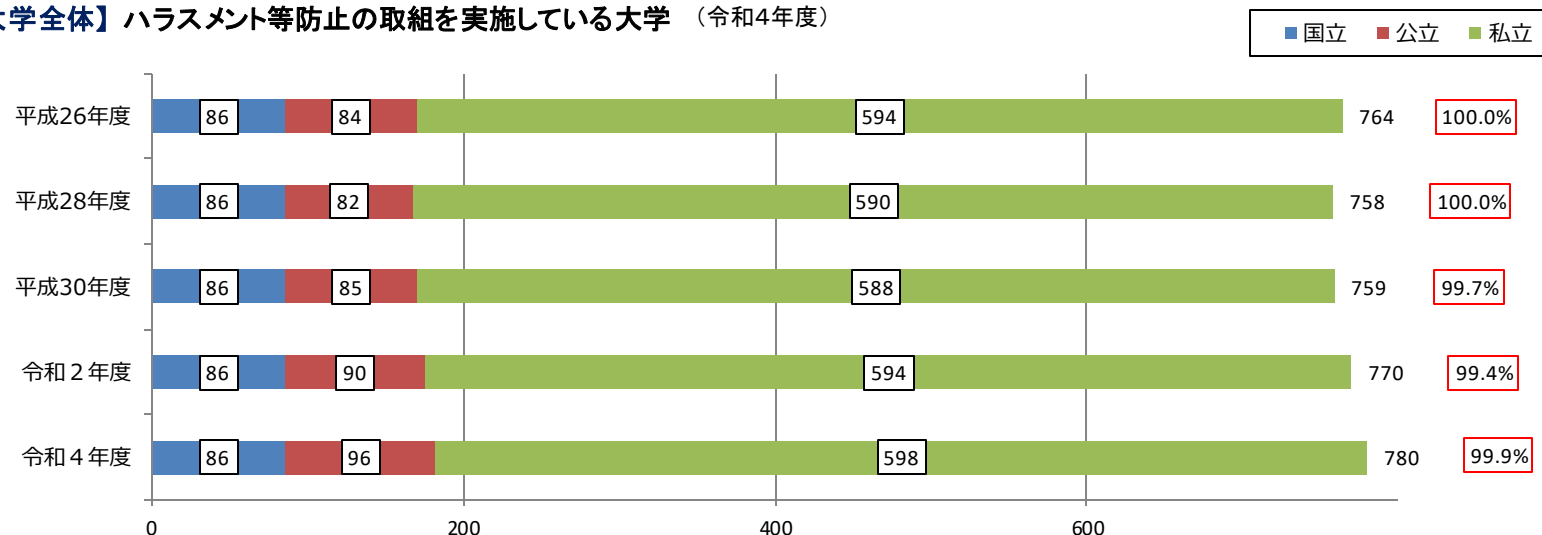


※ 事件の詳細とそこからの問題点・理念については、

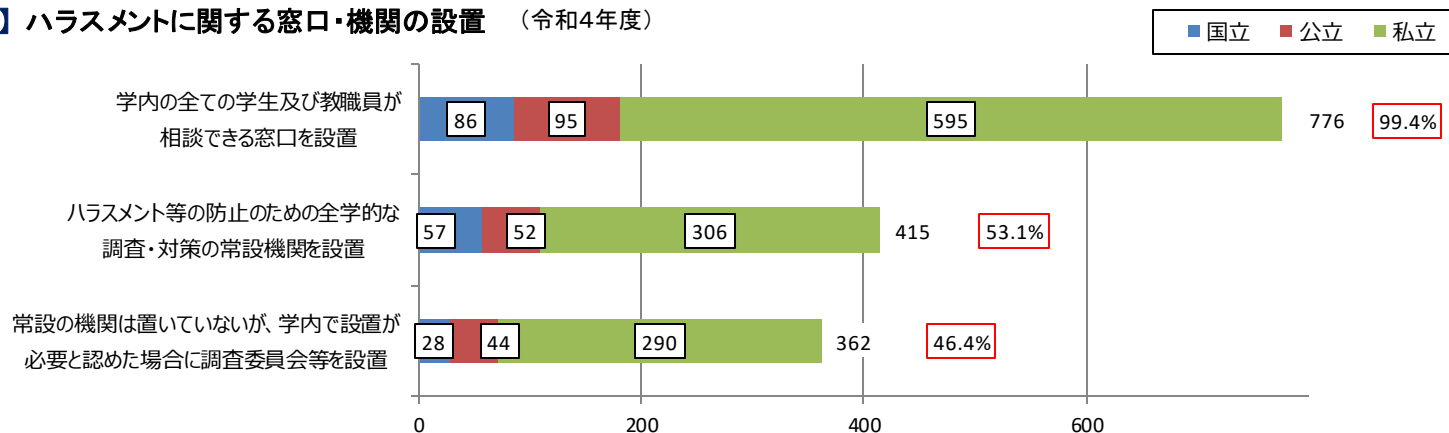
『大学の哲学<安全配慮義務>—教員<質向上>の方法』（秦澄美枝、2018年）を参照のこと。

ハラスメント防止に関する取組状況

【大学全体】 ハラスメント等防止の取組を実施している大学 （令和4年度）



【大学全体】 ハラスメントに関する窓口・機関の設置 （令和4年度）



※ハラスメントには、セクハラ、アカハラやパワハラ等を含む。
 ※平成27、29年度、令和元年度、3年度は、調査項目の隔年化のため調査していない。

出典：「令和4年度の大学における教育内容等の改革状況について」（文科省調べ）

外部の機関を活用したハラスメント防止取組（例）

学外相談窓口として外部の民間相談機関を活用【群馬大学 H18.4～】

学内の相談窓口のほか、学内相談員に相談しにくい場合への対応として、相談サービス・コンサルタント会社と契約し、専門の相談員が電話等で相談に応じる窓口を設置。

- 利用者 教職員、学生等（匿名・実名対応可）
- 相談員 精神保健福祉士、臨床心理士等
- 手 段 電話：月～金（12～21時）、土日祝（9～17時）※年末年始は除く
mail：24時間

コンプライアンス相談窓口として契約した外部の機関を活用【東京大学 H26.7～】

学外の弁護士事務所と契約し、コンプライアンス事案のほか、ハラスメントについても大学を通さずに弁護士が電話等で直接相談に応じる窓口を設置。

- 利用者 教職員、学生等（匿名・実名対応可）
- 相談員 弁護士
- 手 段 電話：月～金（12～19時）※年末年始、お盆及び土日祝は除く
mail：24時間 等

ハラスメント対応の専門部署の相談員に学外の専門家を活用【名古屋市立大学 H19.3～】

全学的なハラスメント相談窓口にメンタルヘルスを専門とする外部機関のカウンセラー（臨床心理士）を学外相談員として配置。

- 利用者 教職員、学生等
- 相談員 臨床心理士
- 手 段 電話：月・水・金・土・日（10～21時）、火・木（10～22時）※祝日及び12月31日から1月3日を除く
Web：24時間

各国立大学のハラスメント相談窓口

国立大学のハラスメント相談窓口

TOP — 国立大学の情報 — 国立大学のハラスメント相談窓口

○各国立大学のウェブサイト内に掲載されているハラスメント相談窓口等の情報をご覧になれます。

「大学ウェブサイト内ハラスメント相談窓口等の掲載ページへのリンク」欄の記号の意味

- ：「学内相談窓口（大学内部組織が学内に設置し、運営する相談窓口）」について掲載している
- ：「学外相談窓口（大学が契約する学外の機関等の相談員に電話等で直接相談できる相談窓口）」について掲載している
- ◆：「公的機関等相談窓口（「学外相談窓口」以外で、公的機関等が設置する学外の相談窓口）」について掲載している
- ※：相談員の連絡先等は学内限定サイトに掲載している

各大学ウェブサイトの該当ページURLを相談窓口の連絡先一覧としてまとめ、国立大学協会ウェブサイト（<http://www.janu.jp/univ/harassment/>）に掲載。

北海道支部（7大学）	
大学名	大学ウェブサイト内ハラスメント相談窓口等の掲載ページへのリンク
北海道大学	○ハラスメント相談窓口
北海道教育大学	○ハラスメント相談窓口
室蘭工業大学	○ハラスメント相談窓口

出典：国立大学協会HP

弁護士法人 飛翔法律事務所・編
『**キャンパスハラスメント対策ハンドブック**』
(一般財団法人 経済産業調査会、2014年／2018年改訂)

ハラスメント問題に詳しい法律実務家の立場から、セクハラ・パワハラ・アカハラという大学で問題となる全てのハラスメントの類型について執筆した実務書。

丹羽雅代／上田寛・共著
『**キャンパス・ハラスメントの状況と対策進化**
～相談員・カウンセラー/防止・調査委員/執行部の責任～』
(地域科学研究会高等教育情報センター、2015年)

ハラスメント対策の最前線を担う相談窓口担当者・相談員等にとっての自己研鑽・スキルアップの書、経営執行部にとっての対策進化に向けた実践的マニュアル書としての活用を狙って執筆されたもの。

北仲千里／横山美栄子・共著
『**アカデミック・ハラスメントの解決**
大学の常識を問い直す』
(有限会社寿郎社、2017年)

教育研究の場で起こるハラスメントの特質を理解した上で、大学でのハラスメントをどう解決していけばよいか、適切な介入によりハラスメント被害を抑えるために処方箋を提示。

秦澄美枝・著
『**大学の哲学＜安全配慮義務＞—教員＜質向上＞の方法**』
(PHPエディターズ・グループ、2018年)

※注文販売につき一般書店では販売されないことに注意。

大学でのセクハラ事案を巡る裁判を経験した筆者が、裁判の経緯や判決の意義を詳述するとともに、「安全配慮義務」と「質保証」の概念に基づく時代の大学運営の在り方について論述。

ハラスメント防止に向けた先導的な取組事例

【広島大学】

ハラスメント防止に関する総合的なガイドラインの策定

学内外でのハラスメントの発生を防止するとともに、事後の適切な対応を徹底するため、大学のハラスメントに対する**基本姿勢や手続き等をわかりやすく解説するガイドライン**を策定・周知。



（「広島大学におけるハラスメントの防止等に関するガイドライン」
広島大学HPより）

【特徴】

- 各種ハラスメントの定義や形態を、具体例とともに示す。ジェンダー、障がいの有無に関することなど、様々な差別的言動が相談対象となることを明記。
- 問題解決の過程について、**具体的な「調整」の対応例等**を示しつつ、**必要な手続き、体制、措置等を説明**（三言語（日英中）で配付）。
- 厳密な調査等の前や途中であっても、被害の拡大の防止・被害者の救済措置等を行うこと（「調整」）を明記し、迅速に学生・教職員の就学・就労環境の保護に取り組む。**

【検討過程】

- ハラスメント防止対策委員会の中に設置した、**相談員ほか理系・法学分野の教員なども参加したワーキンググループ**において**案を作成し、また各部局からの意見を集約し作成。**（R5.4月改訂）

【効果】

- ハラスメント対応の手続きや、関係部署の役割が明確化され、学内での連携や相談後の対応が円滑化された。

【琉球大学】

ハラスメント行為者を対象とした再発防止プログラムの実施

ハラスメントの再発防止を図るため、大学が**ハラスメント認定**をし**プログラム受講勧告**をした行為者に対して、**再発防止プログラム**を企画・実施。

【特徴】

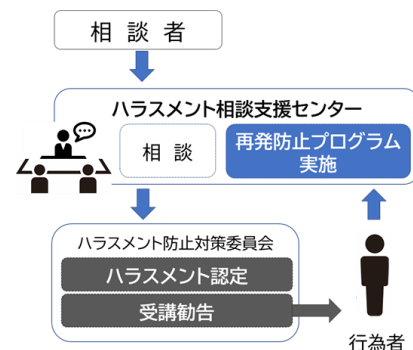
- 認知行動療法をベースに法的観点を取り入れた教育プログラム。**事案における自身の行為の責任と選択について理解し、認知及び行動の変容を促す。法律と心理を専門とするハラスメント相談支援センター執行委員2～3名により実施。**
- 全10回・1回90分のセッションを実施。8回のセッション（毎週1回）と2回のフォローアップ（1カ月後・半年後）で構成。状況に応じてオンラインでのセッションを提供。

【検討過程】

- DV加害者教育プログラムを参考に、事案・行為者ごとにハラスメント相談支援センター執行委員会にて実施内容を調整・検討。

【効果】

- 大学として、ハラスメントをさせない・許さない雰囲気醸成。
- 行為者が、**自身のハラスメントに繋がる価値観、考え方やその影響に気づく。**



（図：琉球大学提供）

大規模総合大学における女子学生比率向上に向けた取組①

◆女子学生の割合は年々向上しているところですが、特に大規模総合大学では、男子学生の比率が高いため、以下好事例を参考の上、更なる女子学生の進学率向上の観点で、各大学において積極的な取組をお願いします。

東京大学（国立）

○在学女子学生の母校訪問によるPR活動

⇒女子学生の出身高校で、東大の魅力・学生自身の体験について広報

○女子中高生向け応援メッセージ動画やイベントレポート、学生生活レポート等をHPやSNSで発信

- ⇒ 1. 大学で実施されている多様性推進の取組み等について、イベントレポート、学生生活レポート等を在学生等からHPで情報発信（スペクトル-Campus Voice-）
2. 女子学生によるトークセッション、東大ならではの教育プログラム・体験活動、東大で学ぶ女子学生たちのリアルな姿等について、女子中高生向け大学生活紹介冊子で情報発信（Perspectives）



○女子中高生向けの進路選択イベント、女子高校生のための東京大学説明会 等

○女子学生向けの住まい支援

- ⇒ 自宅からの通学が困難な女子学生のため、キャンパス至近の居室の確保並びに家賃の支援
1. 支援対象者：自宅から本学までの通学時間が90分以上であること 等
 2. 支援対象物件：東京大学が提携する民間等の居室 100室程度 等
 3. 支援期間：入学から最長2年間
 4. 支援内容：月額家賃等の一部を補助（月額30,000円）



○女子学生への奨学金による支援

- ⇒ 1. 女子学生比率向上に向けた取組みに賛同した企業・団体等からの寄附による奨学金の創設
2. 女子学生同窓会と連携した奨学金の創設
(令和6年度採用予定者数)
東京大学エンバーク・ユナイテッド・ホールディングス奨学金 採用予定者数：4名
東京大学女子学生奨学金 採用予定者数：若干名
東京大学さつき会奨学金 支援人数：約30名
(参考) 本学独自奨学金：https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/students/welfare/h02_04.html



大規模総合大学における女子学生比率向上に向けた取組②

東北大学（国立）

○東北大学サイエンス・エンジェル（SA）」制度の創設

⇒ 次世代育成の一環、理工系女性研究者の育成を目的とし、2006年に自然科学系の女子大学院生を構成員として制度開始。
2021年より人文・社会科学系の女子大学院生にも対象を拡大。
SAは小中高校生に対して科学の魅力を伝えることを目的とし、科学イベントや出張セミナーの開催、女子大生の日による研究発表や交流会、noteによる様々な記事の配信等を実施。

○東北大学工学系女性研究者育成支援推進室（ALicE）の設置

⇒ 工学系分野で女性が安心してキャリアを継続できる社会の実現を目指して、2013年に東北大学工学系女性研究者育成支援推進室、通称「ALicE（アリス）」を設置。
工学系部局における女性研究者支援、育児や介護を行う教職員への支援（男女問わず）、次世代育成など、男女共同参画活動を継続的に実施。
女子高等学校への出張講義、研究支援要員派遣、ベビーシッター利用料等補助、託児室や静養室の整備。



○女子学生専用の学生寮の設置、女性薬学研究者育成チームの設置 等

早稲田大学（私立）

○小中学生（男女問わず）を対象とした科学実験教室（ユニラブ）の実施

⇒ 早稲田大学理工学術院が主催する小中学生のための科学実験教室。実験や工作を自ら体験することを通じて、小中学生が科学・技術に対する興味や関心を高める機会を提供するとともに、広く大学を社会に公開することを目的。

○女子学生向けの奨学金の設置

⇒ 稲門女子ネットワーク奨学金（早稲田大の女性校友会組織からの支援による奨学金）
対象：研究科学生または学部学生であって、在学年数が所定の修業年限内であり、
高度の研究能力と豊かな学識を有する女子学生
支給人数：毎年度2名、支給額：年額300,000円



○提携先高校への実験教室の提供、女性ロールモデルとの交流会イベント 等

総合的な英語能力の育成・評価に関する取組の好事例

立教大学

- 創立150周年の2024年に向けて、**CLIL**※を基盤とした新たな英語、**学部**の専門分野を英語で学ぶ力を身に付けるとともに、**変化の激しい社会**を「生き抜くための力」を段階的に習得することができる**英語教育カリキュラム**の構築に取り組む。

※ Content and Language Integrated Learning：内容言語統合型学習

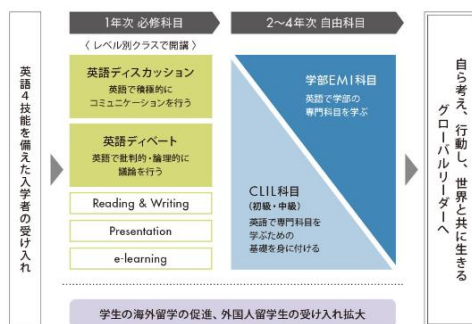
特定の内容（分野やトピック）を目標言語を使って学ぶことで、両者をバランスよく身に付ける教育方法。言語を通じ、様々な課題について他者と対話し、深く思考し、他者や社会を理解することで、自己のアイデンティティを造ることをその理念とする。

【専門領域を英語で学ぶための段階的カリキュラム】

- ・ 2020年から、英語4技能を総合的に学ぶ1年次の英語必修科目に、少人数・能力別編成の「**英語ディベート**」を新設。グループワークを通じて、情報収集力、論理的・批判的思考力等を養う。
- ・ 2年次以降は、専門科目を英語で学ぶ土台となる力を身に付ける「**CLIL科目**」や、各学部等が英語で開講する専門科目「**学部EMI※科目**」を配置し、**段階的に英語力・思考力等を高める**。

※ English as a Medium of Instruction

■ 新英語教育カリキュラムにおける4年間の学びの流れ



【カリキュラムの管理運営】

- ・ CLILやCEFRを踏まえ、各英語科目について全学共通の学習到達目標や、授業計画、教材、評価基準（ルーブリック）を策定。教員間での共通理解や、授業内容・評価方法の統一を図る。
- ・ 学習到達目標等は、4年間の英語教育を通じて、段階的に高度な英語力と深い思考力を身に付けられるように設計。
- ・ 授業科目毎に設置する担当の専任教員・非常勤講師等からなる委員会において、授業の検証・改善等を図る。

神戸女学院大学

- 社会のグローバル化に対応できるよう、2013年4月に共通英語教育研究センターを発足し、2014年4月から新カリキュラムを開始。
- 1・2年次の共通英語を、3年次以降の専門教育と連携させるとともに、英語力別のクラス編成や、Honors English Program、通訳・翻訳プログラムなど高い英語力・意欲を有する学生向けの取組も実施するなど、**学生のニーズに応じた英語教育プログラムを全学的に整備**。

【共通英語教育の強化】

- ・ 1年次は週4回英語の必修科目を設定。
- ・ 各科目に配置されるコーディネーター教員がシラバスを作成し、授業内容、教材、スケジュール、評価方法等を統一するとともに、非常勤講師への説明会や学期末の授業の検証・改善を実施。

＜共通英語教育における授業科目＞

Communication in English	英語の基本表現を学び、自分の意見を述べる力を身につける
Communication in English II	自然な発音でディスカッションする力を身につける
Reading and Writing English A・B	オリジナルテキストを用いて文法と読解力の基礎を学ぶ
English in Practice I・II	所属学科の専門領域に関する知識・語彙力を高める
English for International Communication I・II	TOEIC®のスコアアップをめざす
English Workshop	自身の関心領域を英語で学び・表現できる力を鍛える

【ESP※教育を全学的に導入】※ English for Special Purposes（専門分野の英語）

- ・ 3年次以降に必要な英語での講読・論文作成・プレゼンテーション等の能力の育成に向けて、**専門分野の基礎を英語で学ぶ「English in Practice」**を1・2年次の後期に配置。
- ・ 各学科の専分野の入門書や専門書を活用し、1年次では、各分野に関連した英語4技能の基礎を身に付けることを目標とし、2年次では、基本的な概念等を英語で理解することを目指す。

消費者教育の推進について

◆消費者教育の推進について積極的な取組をお願いいたします。

○消費者教育の推進に関する法律(H24.8.22法律第61号)

○消費者教育の推進に関する基本的な方針(H25.6.28閣議決定／R5.3.28変更)※消費者教育の推進に関する法律第9条

大学等は(中略)悪質商法等の被害や契約等のトラブルに遭う学生は少なくなく、学生からの相談に対応するほかにも、**学生に対し、契約を含む各種の消費生活や消費者問題に関する情報や知識を積極的に提供する機会を拡大していくことが求められる。**

大学等では、学生のみならず、**教員・職員に対しても、消費者教育を実施する必要がある。**また、大学等における学生の生活支援を行う担当部局等においては、適切な対応等ができるよう、**地方公共団体(消費者行政担当部局や消費生活センター等)や関係団体との連携の枠組みを構築することも重要である。**連携を進めるために、**消費者教育推進地域協議会への参画を促すことも効果的**と考える。そのため、関係団体が実施する研修の場等を活用し、大学等の教職員に対し、消費者問題に関する啓発、情報提供を行う。

○消費者基本計画(R2.3.31閣議決定／R3.6.15変更)(抜粋) 第5章4(1)消費者教育の推進

大学等における消費者教育については、**入学時にオリエンテーションを実施するなど、被害防止のための大学等の取組の実施を促す**とともに、教養課程、専門課程、市民向けの講座等での**消費者教育の導入事例について広く収集し、大学等と共有する。**学生等の地域の消費者教育活動への**積極的な参画を促進する。**

消費者教育の推進について

○大学等及び社会教育における消費者教育の指針（H23.3.30／H30.7.10改訂）（抜粋）

第2 3 大学等における消費者教育の内容及び方法（1）イ 教育・研究

例えば、**全学共通科目の中で消費者教育に関する科目を開設している大学等もあり、このような取組を参考に、体系的・総合的に消費者教育を展開することが期待される。**国においても、そのような大学等の多様な取組を促進することが重要である。

特に、将来、消費者教育を担う人材となる**教員の養成課程においては、教員育成協議会（教員の任命権者である教育委員会と大学等との協議の場）などを活用し、現場のニーズの伝達や今後の方策等についての検討**を行うことも考えられる。

なお、教員育成協議会を活用し、消費者教育について検討する際には、**消費者行政部局も必要に応じて参画させるなど、消費者教育に関係する主体の連携・協働のもと検討**されることが望ましい。

○成年年齢引下げ等を見据えた環境整備について（通知）（H30.7.23）

1 消費者教育の推進（2）大学等における消費者教育の推進

「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」を参考として、**消費生活センター等との連携により、学生に対する消費者被害防止に関する啓発活動や相談対応、講義等における消費者教育に一層積極的に取り組むことが必要であること。**

○「消費者教育の推進について」（総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課）

文部科学省HP http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syouthisha/

○「消費者教育に関する取組状況調査等」（総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課）

文部科学省HP https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syouthisha/detail/1416113_00002.htm

○高校生（若年者）向け消費者教育教材、生徒用教材・教師用解説書 → 「社会への扉」、「社会への扉・教師用解説書」 消費者庁HP（消費者庁消費者教育・地方協力課）

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/material_010/

<参考>各大学の教育の例

大学名	[開設学部等]／授業科目名／(概要)	履修年次	備考
筑波大学	[全学類] ファーストイヤー・セミナー(学生生活を安全に過ごすため、悪質商法の対処法などについて学修する)	1年次	講師:つくば市消費生活センター相談員等
金沢大学	[共通教育科目] 大学・社会生活論(消費者被害の実態を具体的事例に基づいて認識し、また被害を回避するための法的枠組みについて学修する)	1年次	講師:実務経験を有する県職員および弁護士
山梨大学	[共通教育科目] 消費者教育(消費生活に関する基本的な知識を身につける。消費者市民社会の形成に向けて、消費者はどのように意思決定し行動していけばよいか考える)	1～4年次	講師:学校教員や消費者行政等の委員などに携わった実務経験を活かして、実践的な消費者教育に関して講義。

※各大学のR6年度シラバス等を参考に文科省にて作成

人権教育、差別の解消の推進について

◆人権教育・啓発、差別の解消の推進について 積極的な取組をお願いいたします。

○人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(H12.12.6法律第147号)

○人権教育・啓発に関する基本計画(H14.3.15閣議決定／H23.4.1変更)(抜粋)

第2章 1 人権を取り巻く情勢

(略) 現在及び将来にわたって人権擁護を推進していく上で、特に、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者やハンセン病患者等をめぐる様々な人権問題は重要課題となっており(略)

第4章 1 (1) ア 学校教育

(略) 高等教育については、大学等の主体的判断により、**法学教育など様々な分野において、人権教育に関する取組に一層配慮がなされるよう促していく。**

○「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律の施行について」(28生社教第1号H28.6.20付通知)(抜粋)

(略) 特に、**第6条において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動等について規定**されています。本法を踏まえた適切な対応について御留意願います。

(教育の充実等)

第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

○「『部落差別の解消の推進に関する法律』の施行について」(28生社教第15号H29.2.6付通知)(抜粋)

(略)特に、第5条において、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発について規定されています。本法及び附帯決議を踏まえた適切な対応について御留意願います。

(教育及び啓発)

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

○アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(H31.4.26法律第16号)

○ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律等の施行について(元教参学第30号R1.11.25付通知)(抜粋)

(略)「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律」においては、ハンセン病の患者であった者等に加え、その家族に対しても差別が禁止されるとともに、その名誉の回復のため、ハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発その他必要な措置を講ずることとされました。

令和元年7月12日に閣議決定された「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」においても、「関係省庁が連携・協力し、患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組めます」とされています。

ついては、各位におかれてもこれら法律等について十分了知されるとともに、その趣旨を踏まえたハンセン病に対する偏見や差別の解消のための適切な教育の実施について御協力をお願いいたします。

○「ハンセン病に関する更なる教育の更なる推進について」(R4.7.22付通知)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryo/1322245_004.htm

知財教育の推進について

◆知財教育の推進について積極的な取組をお願いいたします。

○知的財産基本法(H14.12.4法律第122号)

○知的財産推進計画2024(2024.6.4知的財産戦略本部決定)(抜粋)

Ⅱ. 4. 高度知財人材の戦略的な育成・活躍 (3) 知財活用を支える人材基盤の強化
(現状と課題)

また、大学においては、文部科学省が知財教育に関連する「教育関係共同利用拠点」として認定した山口大学より他大学への知財教育のカリキュラム等の展開が進められ、大阪工業大学では、「知的財産学」の教育課程を編成する際の参考とすることを目的とした「知的財産学における教育課程編成上の参照基準」を2022年2月に作成・公表している。

(施策の方向性)

知財教育に関する「教育関係共同利用拠点」として認定された大学の知財教育のカリキュラムや導入プロセスを、知財教育の導入を検討している大学に対して共有することで、当該大学における知財教育の教育課程への円滑な導入を推進する。

大学における知的財産教育の事例 – 山口大学 –

特色

- 共通教育において**知的財産教育を必修化**（1年生全員 約2,000名）及び、大学院においても「知的財産特論」を必修化
- 初年次向けの「知的財産入門」～法律系7科目、学部専門系9科目の展開科目を開講し、全学的に知財教育を学べる体制
- 学部開講分6科目を実施

【期待される効果】

- 専門分野に加え、知的財産全般に対する基礎的知識・対応力を有する人材の育成による、日本の知財経済社会基盤の強化
- 実践的な知的財産知識・スキルの獲得を目指した教育を実施することによる、学生の就業力の向上
- データサイエンス教育や学部専門教育との連携による、価値創造人材の育成

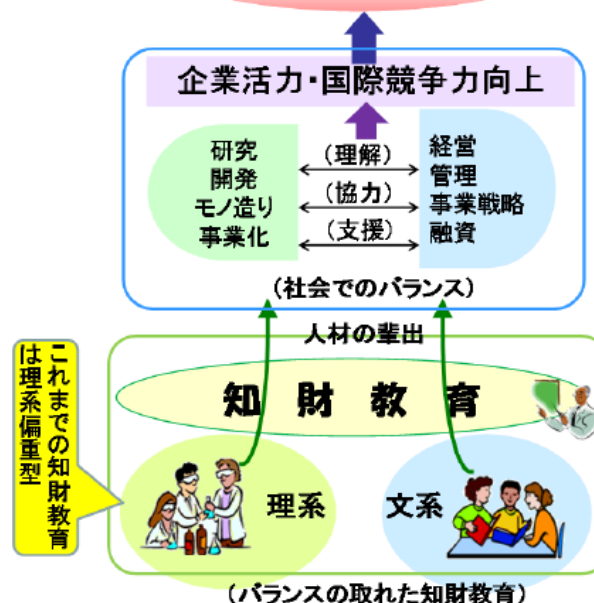
単発的知財啓発から、大学での体系化された知財教育

知財教育の必修化・体系化



文・理のバランスのとれた知財教育

豊かな国民生活の実現



（注）山口大学提供資料に基づき、文部科学省が作成。

【目的・役割】無形資産全体をイノベーション創出の資源として一体的に捉え、価値を高め成長と分配の好循環を生み出す人材育成に資する知的財産の授業内容及び教育方法の改善を図る組織的な研修及び研究 (FD) と、大学知財エコシステムの強化に資する産学連携セクションを中心とした大学職員全般の職能開発を図る組織的な研修及び研究 (SD) の双方に関する取組を行う。

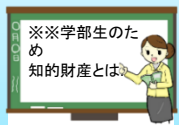
- FD・SDセミナー…対面型に加え、オンラインを活用することでテーマの多様化、レベルの多重化など、より個々のニーズに対応する。
- 教材提供…教材に豊富な事例を盛り込んだ上で、ダウンロード利用できるよう、単位教材毎に著作権や商標権の処理を行い教材の活用を促進する。データサイエンス教材や、留学生向け教材等のニーズにも応える。
- 実装・力量確認…履修証明プログラムを拡充し、より体系的に年間を通じて知財教育及び知財実務を学修できる環境を整備する。単発の研修においても、知財教育・知財実務の力量確認ができるようCBTによるアセスメントツールを提供する。

教職員研修 プログラムの 提供・支援

- 知財教育ノウハウの提供
- 知財研修の実施
- 講師派遣
- コンサルテーション
- 教材開発支援

各大学の教育のニーズに即したFD (教材提供、教材開発支援、教授法の研修等)

- 1 学部教養教育
- 2 学部専門教育(文理とも)
- 3 大学院教育(文理とも)
- 4 教育学部・教職大学院 等



組織のニーズに即したSD (実践事例に基づくオーダーメイドセミナー等)

- 1 URA(リサーチアドミニストレータ)※セクション
…特許情報分析、戦略分析等
- 2 産学連携セクション
…知財情報の取得と分析、契約実務等
- 3 利益相反と兼業判断セクション
…知財概要と利益相反判断を含めた総合的処理
- 4 全教職員向け
…著作権法、商標法、不競法等の知財管理



全国の大学に普及・定着

FD
・
SD

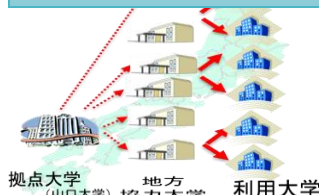
セミナー

教材提供

実装及び
力量確認

R4年度までの取組

組織を通じた
対面メインの形から…



教材フルセットの
プッシュ型から…



FDを通じて教材のフルセット提供

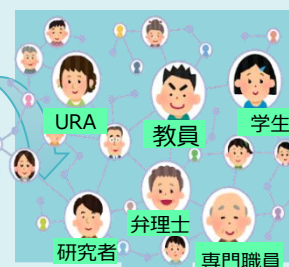
各大学で実施 (OJT)



R5年度以降拡充する取組

個々へ直接、オンライン
セミナーでパシ型も…

・個別に興味があるテーマの
FD・SDセミナーも受講可



アカデミックのフル型も…

- ・小単位でスライド教材やオンデマンド教材化する登録制で自由にアクセス
- ・山口大学特許検索システム(Yupass)のデータサイエンス教育活用
- ・留学生対応 英語教材の開発



単発ではなく体系的に身に付ける
身に付けた力量を計る

- ・履修証明プログラム(BP)に、「教育現場と知的財産」、「知的財産管理論」等の科目を新設拡充。
- ・知財教育 CBT (Computer Based Testing) の提供



キャリア教育の推進について

◆キャリア教育（ジョブカード、労働法制の普及にかかる取組を含む）の推進について積極的な取組をお願いいたします。

○職業能力開発促進法（S44年法律第64号（H27.10改正））

新設：第15条の4 職務経歴等記録書の普及

○新ジョブ・カード制度推進基本計画（H27.10ジョブ・カード制度推進会議）（抜粋）

7（9）大学等 新ジョブ・カードを、各大学、高等専門学校、専修学校等の状況を踏まえて、必要に応じて、**学生のキャリア・プランニングのツールとして、キャリア教育プログラムの実施、学内のキャリア・センターでの就職指導等の際に活用する。**

○厚生労働省HP マイジョブ・カードサイト <https://www.job-card.mhlw.go.jp/>

○学生に対する新ジョブ・カードの活用推進について（27文科生第634号能発0315第3号
H28.3.15付文部科学省生涯学習政策局長、高等教育局長、厚生労働省能力開発局長通知）

- 1 学生の新ジョブ・カードの活用促進に当たっての観点
- 2 活用方法等

○ジョブ・カード様式の改正及び「キャリア・プラン作成補助シート」の導入について（29文科生第834号開若発0329第1号H30.3.29付通知）

○労働法のハンドブック「これってあり？ まんが 知って役立つ労働法Q&A」の周知及び活用について（H27.4.14付事務連絡）（抜粋）

○「これってあり？ まんが 知って役立つ労働法Q&A」の改訂（H30.4.3付事務連絡）（抜粋）
（改訂箇所：H27.4～H29.10までの法令改正等を反映、「過労死ってなんだろう・・・？」のページを追加）

ハンドブックでは、働き始める前やアルバイトで働く際に、参考となる労働法の知識がまとめられており、このハンドブックを活用することで、学生がアルバイト時や就職後において、労働関係法令に違反した状態で労働に従事させられることを防ぐことや、トラブル時に適切に対処できるようになることが期待されます。

雇用と労働を巡る問題を扱う授業やキャリア教育の一環として学生の職業意識を高めることを目的とした授業、又はアルバイトをしている学生や就職活動中の学生を対象としたセミナー・ガイダンス等、幅広く活用ができるものと考えられますので、貴学・貴校での御活用及び所属の学生に対する周知を積極的に行っていただくよう御願いたします。

○厚生労働省HP 「これってあり？ まんが 知って役立つ労働法Q&A」（令和5年4月更新）
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mangaroudouhou/>

主権者教育の推進について

◆主権者教育の推進について積極的な取組をお願いいたします。

○公職選挙法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(H27.6.15)

○公職選挙法等の一部を改正する法律の公布等について(依頼)(27文科高第422号H27.7.28付高等教育局長通知)(抜粋)

(中略) 大学、短期大学及び高等専門学校におかれては、選挙管理委員会や選挙啓発団体と連携し、今回の改正法について入学時のオリエンテーション等の機会を通じた学生への周知や、学生の政治参加意識の向上に向けた啓発活動等について、学生や大学の実態等も踏まえつつ、積極的な取組を御検討いただきますようお願いいたします。

○第24回参議院議員通常選挙に向けての主権者教育等の充実及び周知啓発に対する協力について(依頼)(28文科高第219号H28.5.13付高等教育局長通知)(抜粋)

(中略) 若者の政治参加意識の向上を図るための有意義な取組として、大学、短期大学及び高等専門学校におけるキャンパス内での期日前投票所の設置、学生の投票・啓発事務への参画、高等専門学校における副教材「私たちが拓く日本の未来」を活用した主権者教育などが挙げられます。

については、大学等においては、選挙管理委員会や選挙啓発団体と連携し、これらの取組の実施について積極的に検討いただきますようお願いいたします。

租税教育の推進について

◆租税教育の推進について積極的な取組をお願いいたします。

○平成23年度税制改正大綱(H22.12.16閣議決定)(抜粋)

第2章 1. (2) 租税教育の充実

(略) 本来、租税教育は、社会全体で取り組むべきものであり、健全な納税者意識のより一層の向上に向け、今後とも官民が協力して租税教育の更なる充実を目指す必要があります。特に、小中学校段階だけでなく、社会人となる手前の高等学校や**大学等の段階における租税教育の充実や、租税教育を担う教員等に対する意識啓発について検討し**、関係省庁及び民間団体が連携して取り組むこととします。

○第14回租税教育推進関係省庁等協議会総会における合意確認事項について(周知)(R4.11.16付事務連絡)(抜粋)

○ 合意事項

- 1 学習指導要領の着実な実施
- 2 「租税教育の充実」について一層の周知徹底等
- 3 租税教育の充実に向けた具体的取組

○国税庁HP(税の学習コーナー>租税教育用教材>租税教育の事例集)

<http://www.nta.go.jp/taxes/kids/kyozai/jireishu/index.htm>

ギャンブル等依存症問題に関する教育の推進について

◆ギャンブル等依存症問題に関する教育の推進について積極的な取組をお願いいたします。

○ギャンブル等依存症対策基本法(H30.7.13法律第74号)(抜粋)
(教育の振興等)

第十四条 国及び地方公共団体は、国民がギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、**家庭、学校、職場、地域その他の様々な場におけるギャンブル等依存症問題に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じたギャンブル等依存症問題に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする。**

○ギャンブル等依存症対策基本法案に対する附帯決議(H30.7.5参議院内閣委員会)

五 政府は、ギャンブル等依存症問題啓発週間の期間を定めた理由が、**新年度に新たに大学生・社会人となった青少年や若い世代に対し、ギャンブル等依存症問題への関心と理解を深める機会を設けること等に鑑み、青少年に対しギャンブル等依存症問題に係る知識の普及に徹底して取り組むこと。**

○消費者庁HP(若者向け啓発資料、相談窓口等を掲載)

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_012/

デザイン思考教育の推進について

◆デザイン思考を取り入れた教育の推進について積極的な取組をお願いいたします。

デザイン思考とは：

社会の課題やニーズを生活者や利用者の視点で見極めイノベーションを生み出す手法とされ、デザイン思考を取り入れた教育は、前例のない問題や未知の課題を解決するための人材育成において有益な側面があると考えられます。

＜参考＞デザイン思考を取り入れた各大学の取組事例

大学名	組織等	取組の概要
東京工業大学	デザイン・エンジニアリングコース	既存の科学・工学体系を俯瞰的に理解しながらもその枠に囚われずに、人類が抱える様々な課題の解決に寄与し、社会で求められる新たな技術・価値・概念の創出に貢献できる能力(エンジニアリングデザイン能力)の涵養を目標としたデザイン・エンジニアリングコースを修士課程及び博士後期課程に開設。
慶應義塾大学	システムデザイン・マネジメント研究科	科学技術領域、社会領域、人間領域を問わず、広く「システム」という共通の視座から問題解決に取り組む大学院として開設。 環境共生、安心・安全、最先端技術、国際協調、危機管理といった社会のニーズを考慮しつつ、あらゆる分野についてシステムの観点から研究と問題解決を行っている。
九州大学	芸術工学研究院	学部・研究科にまたがる教員組織である芸術工学研究院において、デザイン思考のアプローチをエンジンとした「世界的デザイン教育・研究拠点構想」に基づき、国際、地域、学内の3つの分野で、部局内、部局外を結ぶ領域横断的研究教育活動を推進。

※各大学のHP等を参考に文科省にて作成

3. 履修証明制度について

現行の履修証明制度の概要

対象者：**社会人**（当該大学の学生等の履修を排除するものではない）

内 容：大学等の教育・研究資源を活かし一定の教育計画の下に編成された、**体系的な知識・技術等の習得**を目指した教育プログラム

期 間：目的・内容に応じ、**総時間数60時間以上**で各大学等において設定

証明書：プログラムの修了者には、各大学等により、学校教育法の規定に基づくプログラムであること及びその名称等を示した**履修証明書を交付**

質保証：プログラムの**内容等を公表**するとともに、各大学等においてその**質を保証するため**
の仕組みを確保

※学生を対象とした学位プログラムとは異なり、学位が授与されるものではない。

創 設：**平成19年の学校教育法の改正により創設**され、**同年12月26日から施行**。

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第二百五条 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

○学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）（抄）

第六十四条 大学（大学院及び短期大学を含む。以下この条において同じ。）は、学校教育法第二百五条に規定する特別の課程（以下この条において「特別の課程」という。）の編成に当たっては、当該大学の開設する講習若しくは授業科目又はこれらの一部により体系的に編成するものとする。

2 特別の課程の総時間数は、六十時間以上とする。

3 特別の課程の履修資格は、大学において定めるものとする。ただし、当該資格を有する者は、学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者でなければならない。

4 特別の課程における講習又は授業の方法は、大学設置基準、大学通信教育設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準及び短期大学通信教育設置基準の定めるところによる。

5 大学は、特別の課程の編成に当たっては、当該特別の課程の名称、目的、総時間数、履修資格、定員、内容、講習又は授業の方法、修了要件その他当該大学が必要と認める事項をあらかじめ公表するものとする。

6 大学は、学校教育法第二百五条に規定する証明書（次項において「履修証明書」という。）に、特別の課程の名称、内容の概要、総時間数その他当該大学が必要と認める事項を記載するものとする。

7 大学は、特別の課程の編成及び当該特別の課程の実施状況の評価並びに履修証明書の交付を行うために必要な体制を整備しなければならない。

○大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）（抄）

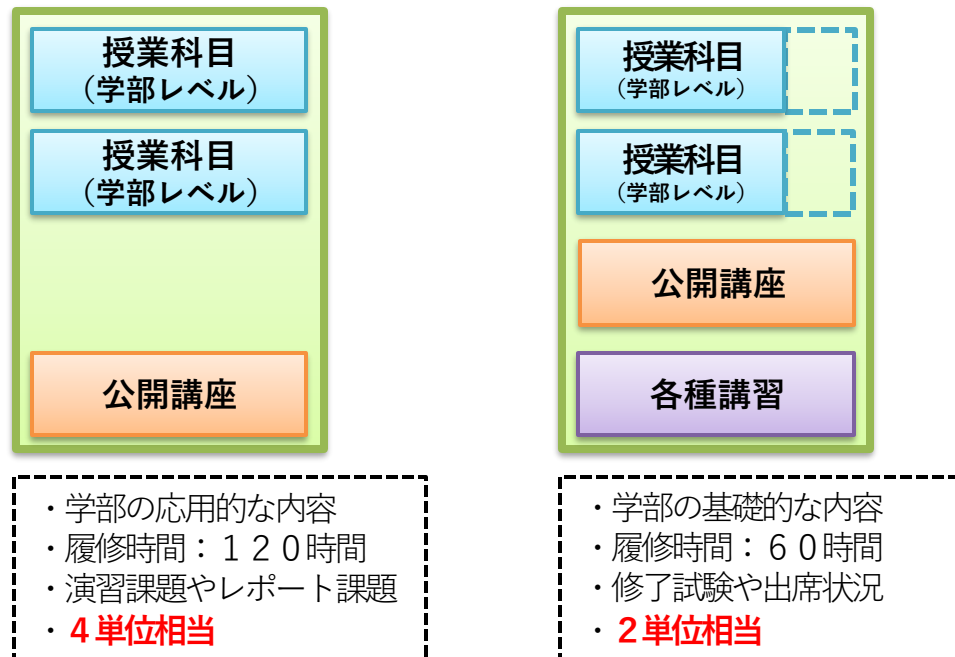
第三十一条（科目等履修生等）

2 大学は、大学の定めるところにより、当該大学の学生以外の者で学校教育法第二百五条に規定する特別の課程を履修する者（以下この条において「特別の課程履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。

履修証明プログラムへの単位授与

- 履修証明プログラムの実施大学において、内容・水準、学修成果の評価方法、履修時間等を勘案して**単位授与の際の目安を設定**するものとする。
- その上で、**履修証明プログラム全体に対する単位授与を可能**とし、**大学改革支援・学位授与機構における単位累積加算制度に活用**するものとする。
(ただし、科目等履修生としての単位授与と重複することが無いように留意が必要。)
- 更に、**大学以外の教育施設等における学修の単位認定** (大学設置基準第29条)、**入学前の既修得単位等の認定** (大学設置基準第30条) の対象とし、**学位の取得に向けた各大学での単位の積み上げに活用可能**である。

【単位授与の際の目安の設定イメージ】



学修歴証明書のデジタル化の普及について

文部科学省 令和6年度先導的大学改革推進委託事業 「大学等における学修歴証明書のデジタル化の普及及び社会への対応に関する調査研究」(令和7年3月)
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/itaku/1418420_00004.htm



調査背景・目的

学修歴証明書のデジタル化の効果は、学生にとっての各種証明書の携帯性・利便性の向上や、事務職員の学籍管理の負担軽減・効化にとどまらず、学修歴証明の国際通用性や信頼性の向上、それによる学生の派遣・受け入れの活性化による大学等の国際化などにも資するものである。今後デジタル化の一層の普及に向けて、大学等・民間企業それぞれの観点から、デジタル化によるメリットや課題の所在、その解決に向けた取組事例等を収集。

調査結果

大学等

1,168機関
の内784機関

(国公私立大学、短期大学、専門職大学、専門職短期大学、高等専門学校)「67.1%」が回答

民間企業

人事担当者を対象としたアンケート調査
(スクリーニング回答：7,805件)

【大学等によるデジタル発行の導入割合：約1割】

導入に至らない理由・懸念事項

- システム要件や、導入モデルの情報不足
- 予算確保が困難
- デジタル発行を求められることが少ない
- 信頼性（データ改ざん）
- 紙媒体をPDF化することで事が足りている
- 今後、デジタル化が進むのか分からない

【採用・入社手続きによる受領割合：約3割】

導入に至らない理由・懸念事項

- 業務フローが整備できていない
- 業務の煩雑化が懸念
- 紙媒体で行うことを原則としており、
- 信頼性（データ改ざん）
- ルールを変える必要性を特に感じない

導入のメリット

「導入により効果があつた」との回答が約6割！ 残る4割のうち2割は「導入から浅く効果を測定できない」との回答

- 手動による作業時間とコスト削減
- いつでも証明書の発行が可能（リモートワークでも可能）となった
- 電子署名の導入による信頼性の担保
- 受領後の確認や管理場所をとらないといった管理業務の効率化
- 留学中の学生や海外在住の卒業生においても発行を求めてから受領までの期間が短い

- 学生・卒業生の発行申請における利便性の向上
- 郵送上のトラブルや紛失防止
- 発行元機関とのコミュニケーション効率化
- 汚損等の恐れが無い

“実際に導入した
大学・企業の声”

デジタル学修歴証明書の受入促進に向けて

✓ 現状受領したことが無い企業も含め、「（速やかに・将来的に）デジタル化が進むことを期待する」との回答が約6割であり、残る4割のうち3割

は「どちらともいえない」と回答していることから、大学等での普及により、社会的な受容の素地はあると考えられる。
✓ 今後はデジタル化のメリット・デメリットについて産業界との対話・懇談を積み重ね、各大学のアセスメント・ポリシーに基づき、どのような観点・尺度で学生の強みやスキルを対外的に示していくべきか、という観点での検討も一層重要になってくると考えられる。

4. 大学への飛び入学について

大学への飛び入学について

大学への飛び入学制度について

【制度概要】

○対象者に係る要件

- ・大学の定める分野における特に優れた資質を有すること（学校教育法第90条第2項）
- ・高校に2年以上在学したこと（学校教育法施行規則第153条）

○受入れ大学に係る要件

- ・大学院が置かれ、かつ、教育研究上の実績及び指導体制を有すること（学校教育法第90条第2項）
- ・特に優れた資質の認定にあたって、高校の校長の推薦を求める等、制度の適切な運用を工夫していること（学校教育法施行規則第151条）
- ・自己点検・評価の実施及びその結果の公表を行うこと（学校教育法施行規則第152条）

（参考）飛び入学実施大学と入学者数（令和7年5月現在）

	制度導入年度	累計入学者数
千葉大学（文学部、理学部、工学部、園芸学部、情報・データサイエンス学部）	平成10年度	108名
名城大学（理工学部）	平成13年度	27名
昭和女子大学（人間文化学部、人間社会学部、生活科学部）	平成17年度 ※26年度より停止	1名
成城大学（文芸学部）	平成17年度 ※29年度より停止	2名
エリザベト音楽大学（音楽学部）	平成17年度	3名
会津大学（コンピュータ理工学部）	平成18年度	11名
日本体育大学（体育学部）	平成26年度	2名
東京藝術大学（音楽学部）	平成28年度	2名
京都大学（医学部）	平成28年度	1名
桐朋学園大学（音楽学部）	平成31年度	1名
東京音楽大学（音楽学部）	令和4年度	0名
名古屋音楽大学（音楽学部）	令和4年度	2名
合計		160名

大学院への飛び入学制度について

【制度概要】

○対象者に係る要件

- ・大学院を置く大学が定める単位を優秀な成績で修得したと認める者（学校教育法第102条第2項）
- ・大学（学部段階）に3年以上在学したこと（学校教育法施行規則第159条）

○受入れ大学に係る要件

- ・必要な事項をあらかじめ公表する等、制度の適切な運用に配慮していること（学校教育法施行規則第157条）
- ・自己点検・評価の実施及びその結果の公表を行うこと（学校教育法施行規則第158条）

（参考）飛び入学実施大学数と入学者数（令和3年度実績）

大学院への飛び入学制度を導入している大学数

	国立	公立	私立	計
導入している大学	72	39	188	299 (46.9%)

研究科において、 うち実際に飛び入学者を受け入れた大学数

国立	公立	私立	計
17	2	24	43 (6.7%)

大学院への飛び入学実績人数

国立	公立	私立	計
95	12	169	276

（出典）文部科学省調べ

5. 教育関係共同利用拠点について

教育関係共同利用拠点制度について

制度の趣旨

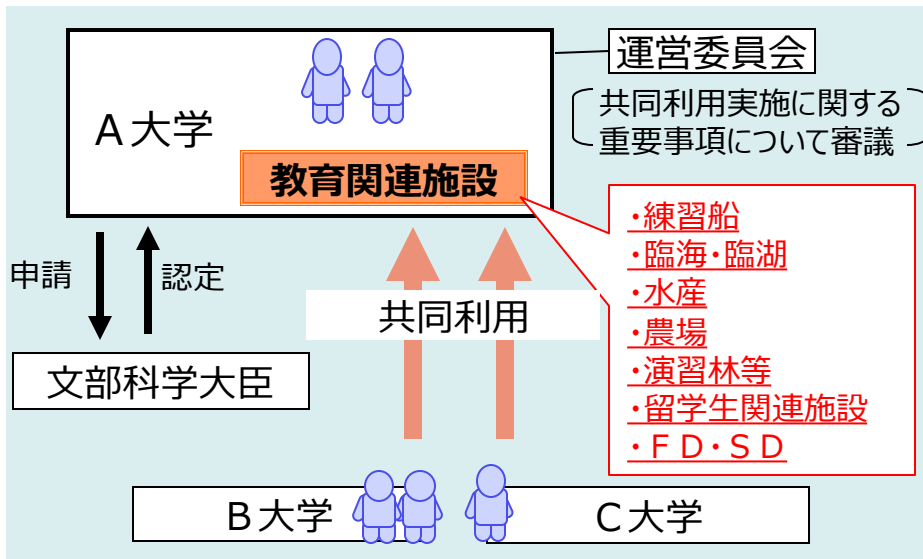
- 多様化する社会と学生のニーズに応えるべく、各大学において、それぞれの教育理念に基づいて機能別分化を図り、個性化・特色化を進めながら教育研究活動を展開していくことが重要。
- 質の高い教育を提供していくためには、個々の大学の取組だけでは限界があるため、他大学との連携を強化し、**各大学の有する人的・物的資源の共同利用等の有効活用を推進**することにより、大学教育全体として多様かつ高度な教育を展開していくことが必要不可欠。

大学の教育関連施設の共同利用の促進を図るための制度「**教育関係共同利用拠点**」を創設し、大学間連携を図る取組を一層推進。

「学校教育法施行規則(第143条の2)」、「教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程」※平成21年9月より施行。
(学術研究分野については、平成20年に「共同利用・共同研究拠点」を既に制度化)

制度の概要

- 大学における教育に係る施設で、当該施設が大学教育の充実に特に資するものについて、大学から申請を受けた後、審査の上で、**文部科学大臣が教育関係共同利用拠点として認定**。
- 大学は認定を受けた施設を他の大学の利用に供することができる。



【認定基準】

- 学生に対する教育、学生の修学等の支援、教育内容及び方法の改善等に係る機能を有する施設で、大学教育の充実に特に資すると認められるものであること
- 共同利用実施に関する重要事項について審議する委員会を置くこと
- 利用する大学を広く募集するものであること
- 相当数の大学の利用が見込まれること
- 共同利用拠点に関する情報提供を広く行うものであること
- 共同利用に必要な設備・資料等を備えていること

など

全60拠点

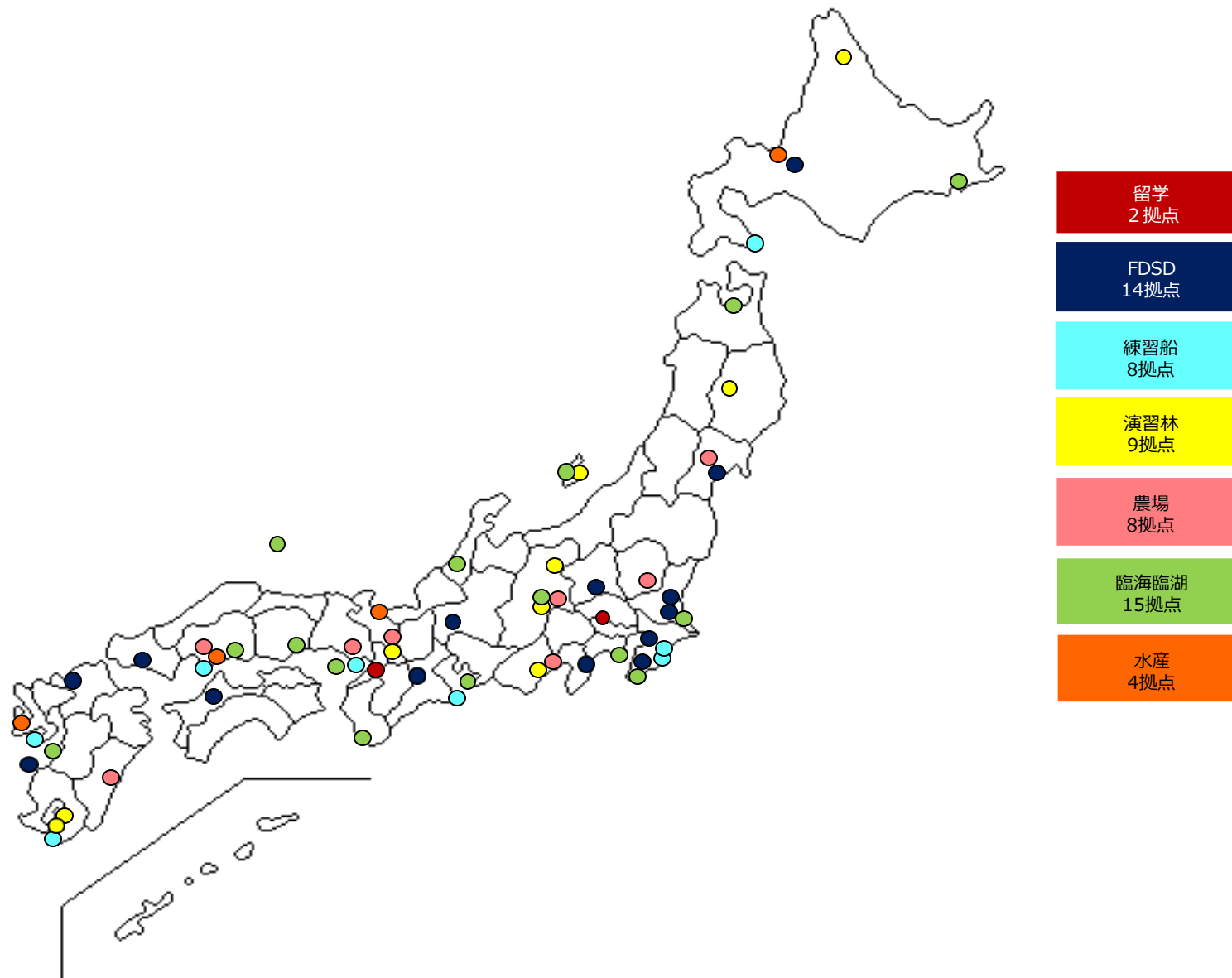
教育関係共同利用拠点認定施設一覧

令和7年4月1日現在

留学 2拠点	東京外国語大学	次世代日本語教育DXセンター
	大阪大学	日本語日本文化教育センター
FSDS 14拠点	北海道大学	大学院教育推進機構（高等教育研修センター）
	東北大学	高度教養教育・学生支援機構
	筑波大学	ヒューマンエンパワーメント推進局
	筑波技術大学	障害者高等教育研究支援センター
	群馬大学	群馬大学 多職種人材育成のための医療安全教育センター
	千葉大学	千葉大学大学院看護学研究院附属看護実践・教育・研究共創センター
	千葉大学	千葉大学 アカデミック・リンク・センター
	芝浦工業大学	教育イノベーション推進センター
	岐阜大学	医学教育開発研究センター
	名古屋大学	名古屋大学高等教育研究センター
	山口大学	大学研究推進機構知的財産センター
	愛媛大学	愛媛大学教育・学生支援機構教育企画室
	九州大学	九州大学 基幹教育院
	熊本大学	半導体・デジタル研究教育機構 教授システム学教育実践力開発拠点
練習船 8拠点	北海道大学	水産学部附属練習船おしよる丸
	東京海洋大学	練習船神鷹丸
	東京海洋大学	練習船汐路丸
	三重大学	練習船勢水丸
	神戸大学	大学院海事科学研究科附属練習船海神丸
	広島大学	生物生産学部附属練習船豊潮丸
	長崎大学	長崎大学水産学部附属練習船長崎丸
	鹿児島大学	鹿児島大学水産学部附属練習船かごしま丸
演習林 9拠点	北海道大学	北方生物圏フィールド科学センター森林圏ステーション
	岩手大学	農学部附属寒冷フィールドサイエンス教育研究センター 御明神演習林・滝沢演習林
	筑波大学	筑波大学山岳科学センター
	新潟大学	新潟大学佐渡自然共生科学センター演習林
	信州大学	信州大学農学部附属アルプス圏フィールド科学教育研究センター 演習林
	静岡大学	静岡大学農学部附属地域フィールド科学教育研究センター森林生態系部門
	京都大学	京都大学フィールド科学教育研究センター 芦生研究林・北海道研究林・上賀茂試験地
	宮崎大学	宮崎大学農学部附属次世代農学教育研究センター田野フィールド（演習林）
	鹿児島大学	農学部附属高隈演習林
農場 8拠点	東北大学	川渡フィールドセンター
	宇都宮大学	宇都宮大学農学部附属農場
	信州大学	信州大学農学部附属アルプス圏フィールド科学教育研究センター 野辺山及び構内農場
	静岡大学	静岡大学農学部附属地域フィールド科学教育研究センター持続型農業生態系部門（農場）
	京都大学	京都大学大学院農学研究科附属農場
	神戸大学	大学院農学研究科附属食資源教育研究センター
	広島大学	広島大学酪農エコシステム技術開発センター
	宮崎大学	宮崎大学農学部附属次世代農学教育研究センター・住吉フィールド（牧場）
臨海 臨湖 15拠点	北海道大学	北海道大学北方生物圏フィールド科学センター水圏ステーション（厚岸臨海実験所・室蘭臨海実験所）
	東北大学	大学院生命科学研究所附属浅虫海洋生物学教育研究センター
	茨城大学	茨城大学地球・地域環境共創機構水圏環境フィールドステーション
	東京大学	大学院理学系研究科附属臨海実験所
	お茶の水女子大学	湾岸生物教育研究所
	新潟大学	新潟大学佐渡自然共生科学センター海洋領域/臨海実験所
	金沢大学	金沢大学環日本海域環境研究センター 臨海実験施設
	信州大学	信州大学理学部附属湖沼高地教育研究センター 諏訪臨湖実験所 木崎臨湖ステーション
	名古屋大学	名古屋大学大学院理学研究科附属臨海実験所
	京都大学	京都大学フィールド科学教育研究センター 海域ステーション瀬戸臨海実験所
	神戸大学	神戸大学内海域環境教育研究センターマリンサイト
	島根大学	島根大学生物資源科学部附属生物資源教育研究センター隠岐臨海実験所
	岡山大学	理学部附属臨海実験所
	広島大学	瀬戸内 CN 国際共同研究センターブルーイノベーション部門（臨海実験所）
	熊本大学	くまもと水循環・減災研究教育センター 合津マリンステーション
水産 4拠点	北海道大学	北方生物圏フィールド科学センター水圏ステーション 白尻水産実験所、七飯淡水実験所及び忍路臨海実験所
	京都大学	フィールド科学教育研究センター 舞鶴水産実験所
	広島大学	瀬戸内 CN 国際共同研究センターブルーイノベーション部門（水産実験所）
	長崎大学	海洋未来イノベーション機構 環東シナ海環境資源研究センター

教育関係共同利用拠点認定施設一覧

令和7年4月1日現在



6. 先導的大学改革推進委託事業について

趣旨・目的

- 今後の大学改革課題に機動的に対応し、大学改革の一層の推進、教育の質の向上、大学の構造転換の推進を図るため、以下のような調査研究を継続的に行うことが必要。
 - ① 中央教育審議会等の審議に資する専門的な調査研究
 - ② 政策目標、提言内容等の具体化、実質化を図るために必要な方策に関する調査研究
 - ③ その他、実施把握等の調査研究を必要とする政策課題等への対応
- これらの調査研究の成果を今後の国公立を通じた高等教育行政施策の企画立案及び改善に資するとともに、成果を広く公表することにより各大学の取組を支援・促進し、大学改革の一層の推進と教育の質の向上を図る。

調査研究テーマ(R7)

- ・ 大学入学者選抜における多様な評価方法の実態把握・分析に関する調査研究
- ・ 大学による教学マネジメントの確立のための取組事例の把握等に関する調査研究
- ・ 大学入学者選抜の実態の把握及び分析等に関する調査研究
- ・ 海外大学に長期留学する者の留学資金調達の現状に係る調査研究
- ・ 獣医学教育の改善・充実に向けた調査研究
- ・ 大学教育改革の実態の把握及び分析等に関する調査研究
- ・ 高等教育機関の教育コスト算定基準に関する調査研究
- ・ 各都道府県における高等教育の現状に関する調査研究
- ・ 大学廃止が当該地域に及ぼす影響に関する調査研究—高等教育への「アクセス確保」と地方創生促進を図るために—
- ・ 博士(後期)課程学生の経済的支援状況に関する調査研究
- ・ 大学病院の組織形態の在り方に関する調査研究

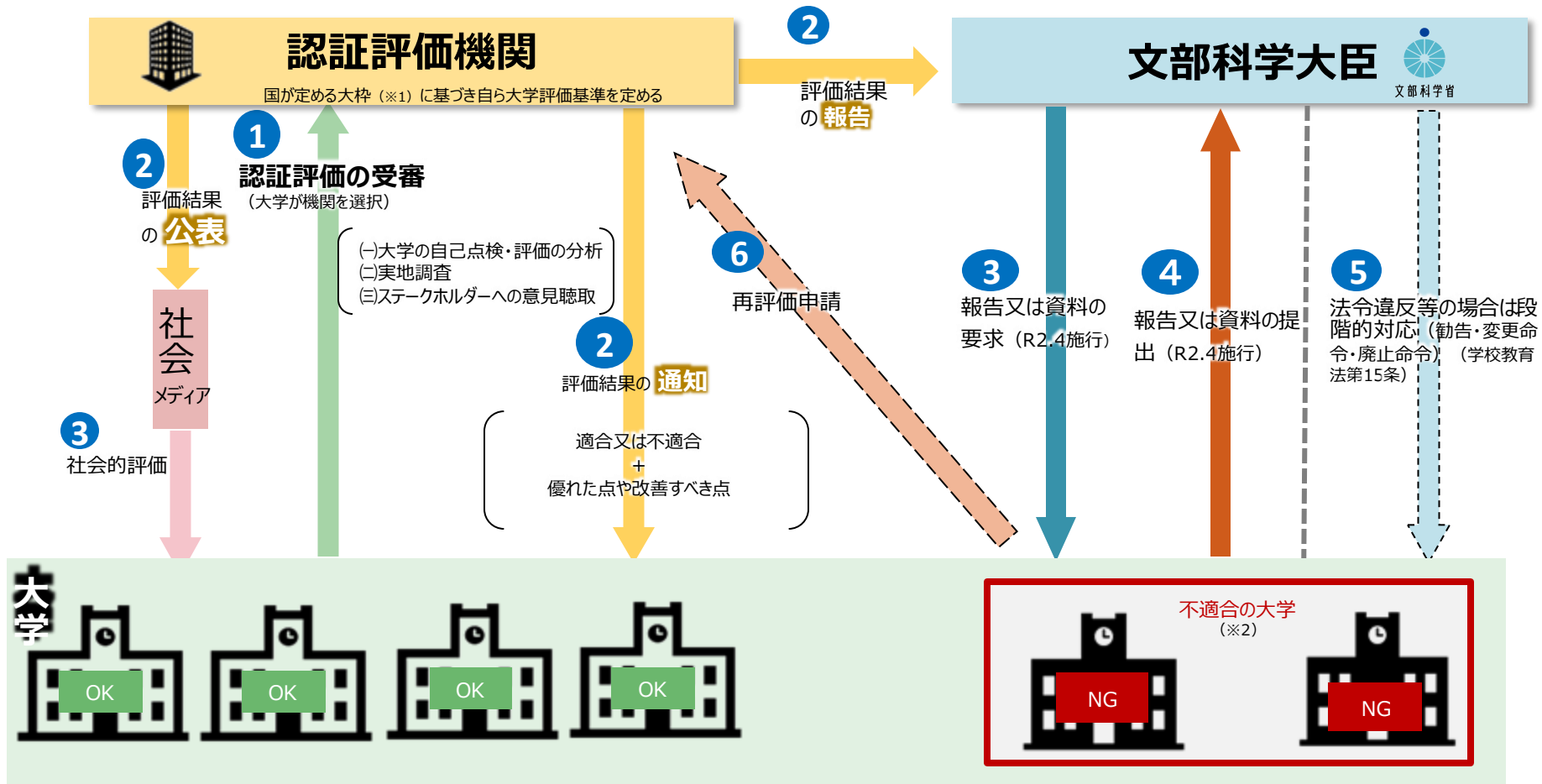
事業成果物

これまでの成果物については、文部科学省HPにて公表。http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/itaku/index.htm

7. 認証評価制度について

認証評価制度の概要

- 大学は、教育研究等の状況について自己点検・評価を行い公表する義務を負う（学校教育法第109条第1項）。
- 大学は、当該大学の教育研究の総合的な状況について、大臣認証を受けた第三者機関（認証評価機関）による評価（いわゆる機関別認証評価・7年以内毎に受審）を受ける義務を負う（学校教育法第109条第2項）。
- 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学は、上記の評価に加え、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、認証評価（いわゆる分野別認証評価・5年以内毎に受審）を受ける義務を負う。



評価結果を踏まえて自ら改善を図る